

平成23年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月7日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第62号 板倉町税条例の一部改正について	9
○議案第63号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について	15
○議案第64号 平成23年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	17
○議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい て	42
○議案第66号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	44
○議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	45
○議案第68号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について	46
○陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について	52
○陳情第4号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情について	52
○陳情第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情について	52
○陳情第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める陳情について	52
○散会の宣告	52
散 会 (午後 1時55分)	52
第2日 12月8日(木曜日)	
○議事日程	53

○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3
○職務のため出席した者の職氏名	5 3
開 議 （午前 9時00分）	5 5
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
青 木 秀 夫 君	5 5
荒 井 英 世 君	6 7
小森谷 幸 雄 君	7 8
○散会の宣告	9 1
散 会 （午後 0時23分）	9 1

第9日 12月15日（木曜日）

○議事日程	9 3
○出席議員	9 3
○欠席議員	9 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
○職務のため出席した者の職氏名	9 4
開 議 （午前 9時00分）	9 5
○開議の宣告	9 5
○常任委員会委員長報告	9 5
○陳情第 3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について	9 6
○陳情第 4号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情について	9 6
○陳情第 5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情について	9 7
○陳情第 6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める陳情について	9 7
○閉会中の継続調査・審査について	9 7
○日程の追加	9 8
○発議第 9号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出 について	9 8
○町長あいさつ	9 9
○閉会の宣告	1 0 0
閉 会 （午前 9時22分）	1 0 0

板倉町告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成23年12月7日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成23年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月7日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第62号 板倉町税条例の一部改正について
日程第 4 議案第63号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第64号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 6 議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7 議案第66号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 8 議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9 議案第68号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第10 陳情第 3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について
日程第11 陳情第 4号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情について
日程第12 陳情第 5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情について
日程第13 陳情第 6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める陳情について

○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君
5番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木実君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君

環境水道課長	鈴木	渡君
福祉課長	永井政	由君
健康介護課長	小嶋	栄君
産業振興課長	山口	秀雄君
都市建設課長	小野田	国雄君
会計管理者	荒井	利和君
教育委員 会局長	根岸	一仁君
農業委員 会局長	山口	秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田	吉一
庶務議事係長	伊藤	泰年
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸	光男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第108号をもって招集されました平成23年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。今年もはや12月を迎えまして、残り少ない時期となったわけです。日増しに寒さもその厳しさを感じるきょう今日ですが、議員各位には過日の臨時会に続きまして、何かとご多忙の中ご出席賜りまして、ありがとうございます。

今年は、何とんでも歴史に残ると言いましょうか、大惨事の東北大震災の発生や、それに伴います福島原子力発電所の事故に関する影響を受け、被災地の復興だけにとどまらず、放射能問題など今後長期にわたり対策をとらなければならない状況が続いております。最近では、一たん安全宣言が出された米の出荷につきましても、福島県において安全基準値を上回る放射性セシウムが検出をされ、出荷規制が行われている状況が出てまいりました。そういったことで生産者のもとより、消費者にとりましても不安をもたらす出来事となっております。復旧・復興、放射能汚染や除染、そういった問題、あるいは原発の安全性の検証や新代替エネルギーの問題等解決をしなければならない状況が続いているわけでございます。

TPPの問題につきましても、交渉参加に向け関係国との協議に入ると野田首相が発言をしたことによりまして、現状玉虫色といえますか、棚上げの状況になっておるわけです。経済団体あるいは農業団体など、立場によって賛否両論があるわけでありまして、地方においては地域社会そのものの存立といえましょうか、危惧されることを心配をする声も多々ある中で、大変このことについては重要なことですので、国民にわかりやすく情報を提供していただき、真に国益となるような結果となるのかどうか、経緯を見守る必要があると思っております。

また、社会保障と税の一体改革の問題では、少子高齢化や非正規労働者が増える現在の非常に象徴するような問題があります。そういった社会が変化をする中で、子育て支援、あるいは若者の雇用対策、医療介護サービス改革、年金改革、貧困あるいは格差の対策、低所得者対策等々、数え切れないほどの課題が山積をしております。そのための安定的な財源としての消費税の増税が必要との議論が出ておるわけでございます。消費税を含む税制改正におきましては、東日本大震災の復旧・復興のための復興特別的な財源といえましょうか、それを求めるための復興財源確保法案が衆議院を通過をいたしまして、近々その成案が成立をする予定であります。その内容は、所得税や法人税などを一定期間増税するものでありまして、所得税については25年1月から25年間、2.1%上乗せをする。あるいは法人税では法人税率の引き下げ法案を成立させ、24年の4月から27年3月の3年間にわたって付加税として10%上乗せをするもののように聞いております。その

ほかにも自動車取得税や自動車重量税の廃止や見直しなどの議論も現在行われておるようですが、税の問題は当然国民生活や経済活動に直結する問題でありますので、多くの国民の納得ができるような改正が行われることを望むものでございます。

また、国民に負担を求める以前に、前回は申し上げましたが、議員の定数削減や公務員改革、あるいはそれに伴ういろんな無駄がマスコミ等から指摘をされておりますが、そういった事業の率先した改善の問題に対しましても、どのように言行一致をさせていくのか、その取り組みも議員の皆様とともに注視する必要があると思っておりますし、また必要があれば、声を地方からでもさらに大きくしていかななくてはならないと考えております。

政治の問題では、その根幹をなす1票の格差の問題が先般最高裁で違憲の判決が出されておりました、その対応が政党間の思惑等の理由で、それが大きな一因としてあるのかもしれませんが、進んでいないという報道があるわけでありまして、結果的に進捗をしていない状況にあります。違憲の状態でも衆議院の解散権が行使できるかというような問題を現在抱えている状況でございます。

経済におきましては、引き続き為替は円高で推移をしております、企業の空洞化や雇用の面での不安要素となっております。グローバル化が進む今日、追い打ちをかけるように先般タイの洪水も少なからず企業の業績に影響を与えておるようでございますし、若者の雇用については、12月1日より大学3年生の就職活動が開始をされましたが、昨年に引き続き非常に厳しい雇用情勢が連日伝えられております。加えてギリシャを初めといたしましたユーロ圏、ヨーロッパ圏の国々の債務問題につきましては、円高や企業の業績にさらに影響を与えるのみならず、大きな国家債務を抱えている日本にとりましては、財政再建に向けた取り組みが課題となってくるはずであります。

今まで申し上げたこと、どれをとっても今後の日本を考えると、早急に解決をしていただかなければならない大事な課題であります。そういったことの現状であります、今の国政の状況、非常に憂慮する状況でございます。また、県におきましては、先般八ッ場ダムを検証が終了し、早急に建設の方向で結論が出されるべき時期に来ておると、そんなふうに見受けておりますが、果たしてこれがどういう結果にいくのか、あるいはDCキャンペーン、中国での知事の観光客誘致イベント、あるいはその他大々的に企業誘致を行っている等々、県そのものも経済化の活性化に向けまして、積極的に活動を展開をされております。

当町につきましては、同じく先般も申し上げましたが、計画どおり着々と予算の執行を図りながら頑張っておるわけですが、先般企業誘致につきましてはご報告のとおりでございます、ミルックス社に続きまして、イトアンド社の進出が決定をいたし、今後の町の活性化に対し各方面でのそういった波及効果が期待されるところであります。引き続き企業誘致についても、また商業施設誘致関係についても積極的に展開をしてまいりたいと思っております。しかし、なかなか相手があることでございますので、結果が速やかにという形を期待をしておるわけですが、なかなか思いどおりにもっていないというところも実情もでございます。

一方で、3月11日に震災が起こったわけですが、自然災害あるいは原発事故の関係の放射能汚染に対するそういったいろんな面、食あるいは空気、あるいは環境等々含めて、すべての面への不満がもう相当の月日がたっているわけですが、日増しに高まりつつあると思っております。

そんな中で、放射能汚染の問題では、保育園や小学校等の文教施設の放射線測定に加え、町独自の検査体

制を強化しております。具体的には、各行政区のとりあえず3カ所ほど選定していただいた場所の放射線を測定をし、公表を行い、行政区みずから任意でその測定場所を選定をすることでございますので、いわゆるそれが町民から寄せられる不安の声にこたえるものと思っております、そういった対応も図っております。この問題につきましては、これにとどまらず、食べ物の関係も最近さらに複雑に要望が出ておるようでありますので、県との連携を図りながら、各分野ごと、安全・安心の観点から情報の収集、あるいはどういった事例をどういった対応しているのかという先進事例的なものも含め、毎日神経をとがらせながら、積極的に情報収集もし、また対応をしていくつもりでございます。

さて、私ごとでございますが、町長に就任以来、4年目に入りましたが、その間、ご承知のように現実直視、あるいは生活重視を目標に、何事も町民目線でできるだけ誠実に、そしてある意味ではスピード感をさらに増してということを中心に心がけて事務事業を執行してまいりました。現在、従来の町の指針でありました総合計画に当たります中期基本計画の策定、これは平成24年度から27年度の4カ年計画に向け、準備を進めております。今までの総合計画につきましては、ややもすると実現不可能な計画も盛り込まれていたように思っておりますので、中期基本計画の考え方のベースに、まさに現実を直視し、具体的な、いわゆる具体実現性を持った可能な計画にしたいと思っております。今後、策定作業が進む中で、議員各位にもご意見、ご指導あるいはご協力もいただきながら、計画を充実してまいりたいと思っております。

また、同じく透明性を増した開かれた町政運営も心がけてまいりました。その一環として、今年も3回目、3年連続になりますが、12月10日から始まります行政懇談会につきましても、町民の声を町政に反映させるべく、各地域の区長さんから既にテーマを出していただいておりますし、またそのテーマに限らず、時間の範囲内ですべての問題にこたえる姿勢を持って臨みたいと思っております。ぜひ町民の声が生で聞こえる機会でもありますので、議員各位におかれましても、この席にご出席をお願いしたい。問題を議会あるいは執行部、行政ともども共有をすることがまず原点であろうと思っておりますので、この点もあわせお願いをしながら、申し添えさせていただきたいと思っております。

本定例会には、議案第62号から同じく68号までの7案件上程をさせていただいております。慎重審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます、ちょっと今日は長かったように感じますが、冒頭の開会のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、板倉町農業委員会会長から建議書が提出されておりますので、お手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は7件であります。また、請願・陳情については、お手元の文書表のとおり陳情4件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 秋山豊子さん

11番 荻野美友君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、12月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、12月1日議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月7日から15日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議案第62号から議案第68号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、陳情第3号から陳情第6号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の8日には一般質問を行います。

12月9日から11日は休会とします。

第6日目の12日には、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

第7日目の13日には、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

第8日目の14日を休会とし、最終日の15日は、陳情第3号から陳情第6号までの付託された案件について、所管の委員長報告を受け、その後審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいま委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から15日までの9日間と決定いたしました。

○議案第62号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、議案第62号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速議案第62号の提案の理由をご説明を申し上げます。

板倉町税条例の一部改正についてということでございます。本案につきましては、地方税法改正に伴う個人町民税の寄附金税制の拡充並びに群馬県における自動車税減免の拡充に準じ、本町におきましても軽自動車税の減免の拡充を図るため、町税条例の一部改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、私のほうから、板倉町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にありましたけれども、今回の税条例の一部改正の内容につきましては、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円へ引き下げを行う寄附金税制の拡充と、身体障害者に対する減免について、対象となる障害を拡大及び身体障害者等に対する減免について、対象となる自動車を拡大する減免制度の拡充を行うものであります。

寄附金税額控除の拡充につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図ることと及び東日本大震災の被災地へのふるさと寄附金など寄附文化のすそ野を広げるための内容となっております。

それでは、内容について説明させていただきます。まず、1ページでございますが、1ページから2ページの18行目、中ほどからちょっと過ぎたところですけれども、までについては、町税条例第34条の6第1項についてでございますが、地方税法314条の7、寄附金税額控除でございますが、その改正に伴う規定整備でありまして、寄附金控除の適用下限額を先ほど申したところ5,000円から2,000円に引き下げるものであります。また、認定特定非営利活動法人以外の非営利活動法人に対する寄附金のうち、市町村が条例で指定したものについて寄附金税額控除の対象とするものでございます。

さらに、地方税法の引用による条例の簡素化でありまして、法で条例で定めるとされている以外の寄附金、これについては県市町村共同募金会、または日本赤十字等でございますが、それらの寄附金について、列記を削除するものでございます。

2ページでございますが、2ページの19行目、中ほどからちょっと下になりますが、2項の前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とするところがありますが、これにつきましては地方税法の引用による条例条文の簡素化でありまして、内容につきましては計算方法について、法に定めるところによるものとするものでございます。

2 ページのその下の21行目以下でございますが、第90条第1項第1号を次のように改めるというものでございますが、これにつきましては軽自動車税の減免制度の拡充でございますが、身体障害者、精神障害者の表記を身体障害者等に変更するとともに、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等もしくは当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するを追加拡充するものであります。

3 ページをお願いしたいと思います。3 ページの冒頭、附則第7条の4を次のように改めるでございますが、これにつきましては、町税条例第34条の6、寄附金税額控除でございますが、その改正に伴う規定整備と地方税法の引用による条例、条文の簡素化で、内容につきましては、計算方法について法に定めるところによるものとするという内容でございます。

以下、3 ページの10行目ですけれども、附則第16条の3第3項第2号中以下15行目まで、16行目の附則第16条の4第3項第2号中以下21行目まで、22行目、附則第17条第3項第2号中以下27行目まで、28行目の附則第18条第5項第2号中以下4 ページにまたがるのでございますが、4 ページの3行目までですね。それと、4 ページの4行目、附則第19条第2項第2号中以下9行目まで、10行目、附則第20条の2第2項第2号以下15行目まで、16行目、附則第20条の4第2項第2号中以下27行目までにつきましては、これにつきましては、町税条例の第34条の6、寄附金税額控除でございますが、その第1項及び第2項並びに附則第7条の4、これについては寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、その改正に伴う規定整備でございます。

4 ページの下から3行目でございます。第2条、板倉町税条例の一部を次のように改正する。これにつきましては、町税条例第34条の6、寄附金税額控除でございますが、その第1項の改正に伴う規定整備でございます。

5 ページ、最後のページになりますが、5 ページの4行目、附則につきましては、これにつきましては施行期日の規定でございますが、個人住民税の寄附金税制の拡充については、平成24年1月1日から施行し、身体障害者等の軽自動車税減免制度の拡充につきましては、平成24年4月1日から施行するという形の附則でございます。

最後に、8行目でございますが、町民税に関する経過措置でございますが、これにつきましては23年1月1日以降に支出する寄附金、または金銭について適用するというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。その軽自動車の減免を受けようとするとき、その申請は窓口に行くのでしょうかと思うのですけれども、その方法ですか、それと何級からが該当するのか。そして、年齢制限はあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、秋山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点の申請等の手続関係であると思えますけれども、まず申請につきましては、5月に軽自動車税、4月1日現在で課税させていただくのですけれども、納税通知書については5月に発送させていただくという形で、納税通知書を出した以降に減免の申請を提出いただきまして、それに申請に基づいて町が減免の手続をして、納税を減免するという形の手続になります。

それから、障害の程度なのですけれども、障害につきましては、範囲がかなりございまして、先ほど身体障害者等、あるいは精神障害者という形で等に改めて説明をさせていただきましたけれども、各障害の内容が、例えば視覚障害からあるいは聴覚、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由とか、あるいは心臓、腎臓とか、かなり障害の範囲があります。その中で適用の範囲が定められてあるという形になります。形的には、例えば一つの例をとってみますけれども、視覚障害の場合は、1級から4級までが対象になると、全部申し上げると時間かかりますので、一部抜粋にさせていただきますけれども、下肢不自由の場合については、1級から6級までが対象になるという形でございます。範囲は、一応その程度で、ちょっと割愛させていただきたいと思えます。

それから、年齢制限の3点目にお話があったと思うのですけれども、これについては今回拡充が生計する18歳以上と、未滿等もあるわけですけれども、年齢は18歳未滿、以上も対象にはなりません、今回の拡充によりまして、従来は例えば18歳以上の方については、生計をする方が、自動車を所有していて、自動車の運転者も本人と生計を一にする方はだめだったのですけれども、今回の拡充で、本人あるいは生計を一にする方が運転する場合でも適用になるという形になっております。ですから、年齢制限については、改めてないという形でご理解いただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 同じ関連なのですけれども、例えば金婚式、銀婚式、ダイヤモンド婚式など、そういう資格があっても、申し込みがなければやらないと、例えば今回の場合は、役場からおたくはこういうことがあるのですとかないのですとかということは連絡をしてもらわないと、結構わからない人がいっぱいいると思うのですよね。その辺のことはどんなふうになっているのか。

この何級、何級というのはもうわかっているわけですよね、どこの家庭でも。そういう人に町から通知なり連絡するかどうか。もうしなくてよかったなということのないように、その辺のことをちょっと。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 荻野議員さんの質問についてお答えさせていただきます。

確かに制度があって、やはりそれを町民の方が知らないということになりますと、その制度が活用できませんので、やはり町としてはきちんとその辺の制度の周知を図って、該当する方については、きちんと申請していただくという形が一番の方法だと思っています。町についても納税通知書等々、あるいはこれは軽自動車税ですから、県の自動車税ともリンクするわけですけれども、県も当然やっていますし、町も当然その辺の内容は制度がありますよというのはやっておりますので、今後も引き続きその辺等の周知を図って、

制度の活用をきちんと知っていただくという形で努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番の青木ですけれども、今、それと関連しているのですけれども、申請主義ということは、これに限らずいろいろなのが今、何か申請主義というものがはやっていると言っではおかしいのですけれども、そういう方法が増えているみたいですしけれども、では申請主義で申請をしなくて、役場では、役場というか、各部署でそういう方が申請してきていないなというのを知っていても、そのままなのです。税金みたいにあなた払っていないよという、督促状出すように、まだあなた申請していないけれども、早く申請してくださいよと、期日は過ぎてしまったけれども、まだ間に合いますからとか、そういうような親切な方法というのは、申請主義だととらないわけで、しない人はやり損というのか、役所のほうでは何か逆に言えば得してしまったというか、そういうような何か仕組みと、よく最近民生委員やっている人なんかがよく言っているのですけれども、前と違ってその申請主義が増えたので、それでなるべく、民生委員だから地元の人だから、大体わかっているわけですね。だけれども、そういう人たちにあえてこちらから声かけるなんていうような何か要請がされているというか、研修会だか講習会だかでそういう話が出ているというけれども、別に板倉町がやっているわけではないのでしょうかけれども、国全体からそういう指令が来て、そういう方向に、それは財政が厳しいからというのが一番の根本にあるのでしょうかけれども、そういう方向に向かっているということは現実にあるのでしょうか。その辺、一般論を含めて。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 青木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今、青木議員さんがおっしゃられた内容につきましては、行政全般にかかわる部分でございまして、今戸籍税務課の今の条例改正の中での質問の形にかえさせていただきますけれども、確かに申請主義という形で、例えば戸籍税務課の例にとっては、例えばほかの火葬補助金とか、そういう申請をいただいてという部分もあるのですけれども、軽自動車の場合等につきましては、今青木議員さんの質問につきましては、広く広報させていただいて、申請をいただくという形の中で対応する部分と、あるいは現状で申請を既にされているという形の中で減免の対象にしていると、申請があって、例年、ここ数年来されていて、引き続きされている方がもし申請がないような場合は、やはりその辺は連絡をとって、どうですかという形で対応はさせていただいている部分もあります。ですから、そういう形でやはり対象になって、せつかくの制度でございまして、極力そういう形で申請いただいて、その制度を活用していただくという形がいいのではないかとこの形でおもっております。

ただ、いろいろな形態あるいは世帯、あるいは個人の状況がありますので、やはりすべてをそういう形で対応はしかねる部分もございまして、やはり申請をいただくには、きちんと周知をして、その中で申請をいただくという形も引き続きとればというふうにおもっております。

以上でございまして、よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） さっきの障害者の関係なんていうと、申請は福祉課ですか。そっちが窓口になるのでしょうかけれども、例えばそういういろんな知識のある、福祉とかそういう制度に詳しい人というのは、そういう申請するのも上手な人もいるのでしょうかけれども、一般の人はそういうものがどうなっているかとか、仕組みだとかわからない人もいますよね。そういう情報をしょっちゅう仕入れている人と、あるいはいろんなところから取り入れている人はいいのですけれども、普通の人で、中にはそういうのにすごく疎い人もいるわけよね。そうすると、そういう人はもう申請しないでそのままになってしまうと、漏れていると言っただけであれなのではあるのですが、本当ならそういう人たちに親切に手を差し伸べてやるというのが行政だと思うのですが、福祉制度をうまく活用するのが上手な人というか、もいるようで、私の知っている人で、「おれは障害者なんだよ」って、「どこが障害者なんですか」と言ったら、「いや、こうこうこういう制度があって、そういうのが取れるんだよ」って、そうなるって何かその人がどのくらいのレベルの障害を持っているのかわからないのですけれども、高速道路が半額になるのだとか、税金の控除もつくのだとか、医療費がどうだとか何だとかかんだとかって物すごく詳しいのですよね。見ているとびんぴんして、「どこが悪いのですかって」言っただけでも、本人はそういうのを自慢しているわけですよね。今度こういうのができたので、これでやったらうまく取れたのだよというような人がいるのですよね。だから、そういう人は、これはいいのですけれども、そういう人は例外というか、珍しい人かもしれないのですけれども、一般には、特に高齢者なんかになると、そういうものに疎い人というか、福祉課長知っていると思うのですけれども、民生委員の方なんかの話聞くと、そういうのが近所にいるらしいですよ。例えば身近な話で言うと、タクシー券なんかを出しているのでしょうか。高齢者のみの家族で自動車を持っていない家族の方という、すると申請していない人なんていうのも結構いるのだそうですね。知っていても、昔は何かそういうのを配ったとかというのだけれども、最近はこちらに申請がない限り対応しなくてもいいというように、以前と仕組みが違ってきっていると、そんなことを聞いているのですが、それは現実にそういう方向に向かっているのですか。例えばそのタクシー券の配布の話の一つの例にして、ちょっとこの説明いただけませんか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 議員さんおっしゃるとおり、確かに障害者の方、そういった方が申請がないとそういうサービスが受けられないというのは実態でございます。福祉課におきましても、障害者向けのしおりを作成しております、例えばそういった方が障害者手帳の申請に来られた場合は、そのしおりをお渡ししまして、こういうサービスがありますよというのを一覧で作成してございます。それに基づきまして、申請する機関はみんなばらばら、福祉課だけではなくて、税務課または税務署とかいろいろあるわけですが、そちらのほうで申請する形になりますが、そういう形でそういった障害者に対しての福祉の向上に対する税の減免等々の申請はPRしてございます。

また、民生委員さんを通じて、そういった今度は研修もしていきたいと思っております、役場職員だけではやはり手が届かないといいますが、そのために民生委員さんが各行政区にいるわけでもございまして、そういう民生委員さんの力をおかりしまして、そういう弱者の掘り起こしをやっていきたいと思っております。

また、タクシー券の関係なのですが、以前は健康介護課で実施しております、そのときにはやは

りタクシー券のそういった利用できる方のPRは広報紙等々と、あとはチラシですか、そういう形で何か実施していたようなことを聞いております。今年4月からタクシー券につきましては、福祉課で担当する形になったわけなのですが、まだ福祉課ではそういったPRはしてございません。これからそういった利用の範囲を広げるために、毎戸配布とかそういうのを実施していければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今課長の説明のように、窓口に出向いてくるような人は、これはそういう私が言ったような人は対象外なので、窓口に来る前の人ですよね。そういうのを知らない人、そういう人たちに対して、いかにそういう制度というか、教えるかということになると、それは役場から幾ら広報紙を発行しようが、そういうのを見ない人、読まない人というのは、相当いると思うのですよね。だから、そういった場合には、職員のほうから直接出向くというのも難しいでしょうから、先ほど言ったように、地元でその実情をよく知っている民生委員さんとか、あるいはいろいろそういう方たちに積極的働きかけてあげるようにというようにのが本来の姿かと思うのですけれども、何か最近では、それに逆行しているというか、後退しているように、なるべく声かけるなど、向こうから申し出があったら受け付けて、話をつなぐとか、あるいはそういう人たちのかわりになって役場に話してあげるとかというのはしてあげてもいいけれども、あえてこちらから、おたくはこういうのを申請したかいとか、まだしていないけれども、どうなっているのかという、そういう問いかけは何かするなというような研修だか講習会なんかで言っているとかって、そういうことはないのですか。別にこれは板倉町がというのではないのだと思うのですよ。全国的な話だかと思うのですけれども、そういう民生委員さんの研修会か何かでそういう話をしているとかって、そういうことはないのですか。例えば板倉町だけではなくて、県単位だか郡単位だか知らないですけれども、そういうこと。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 申請するまで待てというような、そういう指導はしてございません。できる限り足を運んでいただきまして、新しいそういう弱者の方の掘り起こしは率先してやるような形で研修会等も進めてまいっている状況です。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結します。

これより議案第62号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第63号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、議案第63号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第63号でございますが、板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてということでご提案を申し上げたいと思います。

その理由につきましては、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が全部改正をされ、新たにスポーツ基本法が平成23年6月24日に公布をされました、同年8月24日に施行されました。これに伴い板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、これまで「体育指導員」とあった文言を「スポーツ推進員」に改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとするものであります。

文言の改正ということでございますので、担当課長からの説明はいたしません、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 5番、小森谷でございます。今町長からご説明がありましたように、スポーツ振興法からスポーツ基本法に50年ぶりに改正されたということで、体育指導員の名称がスポーツ推進員に変わるということでございますが、その中身について若干お尋ねをさせていただきます。

ちょっとインターネットから見させていただいたのですが、その中でいろいろ問題や計画とかあるのですが、特にそのスポーツ推進員ということで、スポーツ推進にかかわる体制の整備という中の一環として、スポーツ推進員の役割ということで、従来のスポーツ振興法にも当然のつておった項目だと思っておりますが、50年ぶりに改正ということの中で、我が町も当然体育指導員からスポーツ推進に変わるということで、公的資金が導入をされていると、そういった中でこの法律に基づいて教育委員会として従来の体育指導員の会議が毎月あるという中で、こういった法律が変わったということで、ご案内をさせていただいた中で、今後のあるべき姿、そういったものについてお話はされた経緯がございましたでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問ですが、体育指導員の会議の中で具体的に、法律が変わって、これからこういうふうにしたいというような会議自体は行ってはおりません。今回、国の法が変わりまして、名称等変わって、引き続きお願いしたいということで、その程度の伝達はやっております。ただし、例えば今回新たになりましたスポーツ基本法の中で、ただいま議員が申しましたスポーツの推進にかかわる体制の整備というものが4番目に掲げられているわけなのですが、その1つ前の3つ目の項目の中

に、この基本法の大きな目的といたしまして、地域スポーツの推進と競技スポーツの推進ということがうたわれております。この前提から考えましても、これからは地域スポーツの推進に指導員がどういうふうにかかわっていくかということが重要と考えますので、今後の会議の中等でその辺も計画等に盛り合わせる中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄。

○5番（小森谷幸雄君） 今、局長からご案内があった内容でございますが、基本的にはそういったところがきちんと整備をされて、町の中でのそのスポーツの振興という部分が当然図らなければいけないわけでございますが、教育委員会にもスポーツの推進計画を定めなさいと、こういったことも盛り込まれております。そういったものを早急に作成をしていく中で、体育指導員あるいは行政区の区長さん、あるいはスポーツ担当、そういったかかわりの中で、やはり町のスポーツの振興ということを具体的にどうあるべきかを議論して、板倉町のスポーツ振興を図っていただきたいと、そのような観点も踏まえまして、従来よりも多分踏み込んだ中で、このスポーツ基本法が50年ぶりに改定をされたらと、名称の変更だけにとどまらず、内容まで踏み込んだ中で鋭意努力をしていただきたい、かように思いますが、教育長、その辺のご見解はいかがでございますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 現在、体育指導員という形で来て、その流れの中でスポーツ推進員という名称が変わったわけですが、非常に今までの流れというのは、やはり一つの役職ということで淡々と、例えば町民体育祭とか、スポーツフェスティバルとか、そういうものをしながら、それを活動、推進していくという状況があったかなというふうに思います。今後は、スポーツ推進員自体が研修をして、みずから考えていく。例えば町民体育祭についても非常にいろいろな問題抱えておりますけれども、そういうのも含めて、やはり考えて提案をしていく、そういう活動的な委員会にしていけたらなというふうに思います。

その1つは、ウォーキングがあると思いますが、これも私が就任したときには、谷中湖の中で、本当に関係者だけで、30人ぐらいだったですね。声をかけて、声かけたというのは、スポーツ諸団体とかというのにちょっと声をかけて、30人ぐらいでやっていたものなのですけれども、その辺も考えようということで、現在の形になっております。そういう面でスポーツ推進委員会そのものがみずから考え、みずから動くという状況をつくって行って、やはり大きな1年間の町のスポーツ振興どうあるべきかということで、今後問題提起を私自身もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時59分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

○議案第64号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、議案第64号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続き、議案第64号でございますが、平成23年度板倉町一般会計補正予算（第5号）ということについてでございます。

本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,517万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を61億1,382万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、配当割交付金に37万2,000円、地方特例交付金に340万1,000円、地方交付税に5,000万円、分担金及び負担金に12万1,000円、県支出金に351万6,000円、寄附金に29万8,000円、繰越金に6億2,831万6,000円をそれぞれ追加をし、自動車取得税交付金を700万円、国庫支出金を473万4,000円、繰入金を1億5,911万3,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に7万円、総務費に4億9,740万6,000円、民生費に1,971万7,000円、衛生費に994万7,000円、農林水産業費に213万1,000円、商工費に16万円、教育費に1,288万4,000円をそれぞれ追加をし、土木費を2,702万8,000円、消防費を11万円減額をするものでございます。

以上、板倉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、ご審議、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第64号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきまして、細部の説明をさせていただきます。

まず、今回の歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,517万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,382万4,000円といたすものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、こちらにつきましては、第2表、債務負担行為の補正による

ものがございます。なお、2ページから4ページの第1表につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので、省略をさせていただきます、5ページをお開きをいただきたいと思えます。

第2表の債務負担行為補正でございます。まず、1点目が一般廃棄物収集運搬業務委託料といたしまして、平成24年度2,600万円でございます。2点目が板倉町資源化センター操業委託料、これも同様、平成24年度でございますが、3,150万円と定めるものでございます。

それでは、6ページ、7ページを省略をさせていただきます、8ページをお願いいたします。8ページからが歳入の項目になるわけでございますが、まず第4款1項1目の配当割交付金でございます。こちらにつきましては、37万2,000円の追加でございます。これにつきましては、交付額確定による追加ということでございます。

次に、8款1項1目の自動車取得税交付金でございますが、こちらにつきましては700万円の減額でございます。減額の理由といたしますと、東日本大震災によります自動車販売の減少等が影響をしたところでございます、今回このような減額となってしまうものでございます。

次に、9款1項1目の地方特例交付金でございますが、340万1,000円の追加でございます。こちらにつきましては、交付額の確定によります追加でございます。

次に、10款1項1目の地方交付税でございます。こちらは5,000万円の追加ということでございますが、再算定後の交付税の確定見込みによる追加でございます。

次に、9ページをごらんをいただきたいと思えます。12款2項1目の農林水産業費分担金でございますが、12万1,000円の追加でございます。こちらにつきましては、説明欄にございますとおり、小規模土地改良事業大荷場地区協議会の分担金でございます。

次に、14款1項1目の民生費国庫負担金でございますが、650万円の追加ということでございます。内容につきましては、説明欄にございますとおり、障害者の自立支援給付費の負担金でございます。ちなみに国庫の負担割合は、2分の1ということでございます。

次に、14款2項1目の民生費国庫補助金でございますが、8万5,000円の追加でございます。こちら説明にありまして、地域生活支援事業の補助金、それから障害程度区分認定等の事務費の補助金ということで、こちら補助率は、国庫2分の1という割合のものでございます。

次に、3目の土木費国庫補助金でございますが、1,150万円の減額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金ということでの減額でございますが、内容的には八間樋関係の国庫の交付金の確定による減額でございます。

次に、4目の教育費国庫補助金でございますが、18万1,000円の追加でございます。これにつきましては、幼稚園就園奨励費の補助金の追加でございます、追加の理由といたしますと、対象者の増加、それから単価の変更によるものでございます。

続きまして、10ページをお開きをいただきたいと思えます。15款1項1目の民生費県負担金でございます。こちらは325万円の追加でございます。これは、説明欄にございますとおり、障害者自立支援給付費の負担金でございます、先ほど国庫でも追加がございましたが、こちらは県費の追加ということで、県の負担割合は4分の1という割合でございます。

次に、2項2目の民生費県補助金でございますが、25万9,000円の追加でございます。内訳申し上げますと、まず3節の障害者福祉費の補助金で3万4,000円でございます。これは、地域生活支援の事業補助金、県の負担割合は4分の1でございます。4節の児童福祉費補助金では22万5,000円の追加になるわけですが、地域子育て創生事業の補助金ということでございまして、これは子ども手当の支給事業に關しまず電算委託料の補助金でございます。

次に、5目の農林水産業費県補助金で12万円の追加でございますが、3節農地費補助金といたしまして12万円、小規模土地改良事業大荷場地区の補助金ということでございます。先ほど分担金で大荷場地区の分担金の補正追加をご説明申し上げましたが、これに伴う補助金でございます、補助率は2分の1ということでございます。

次に、3項1目の総務費県委託金でございますが、11万3,000円の減額ということでございます。これにつきましては、説明欄にございまして、県知事選挙の委託金の確定による減額でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。17款1項1目の一般寄附金で22万9,000円の追加でございます。内訳を申し上げますと、一般寄附金のふるさと納税分17万9,000円の追加、それから一般寄附として、これは真言宗豊山派邑楽宗務支所からの寄附金としての5万円の追加がございました。

次に、2目の指定寄附金でございます。6万9,000円の追加でございます。内訳は、ふるさと納税で1万9,000円、これは保健福祉関係としての指定寄附でございます。次に、県ゴルフ連盟館林支部から福祉関係への寄附ということで5万円、合わせて6万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、18款2項2目の減債基金の繰入金でございますが、これにつきましては1億5,911万3,000円を減額をするものでございます。この理由といたしますと、今年度の繰入額が確定したことによります減額ということでございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございますが、6億2,831万6,000円を追加をするものでございます。この内容といたしますと、今回の補正財源とするものでございますが、このうち5億円は、また後ほど歳出で説明申し上げますが、基金に積み立てをするものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、今回の補正額が5億1,517万7,000円となるものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。各項目の説明に入ります前に、今回の補正におきます人件費関係の内容をまずご説明をさせていただきたいと思いますと思いますが、今回の人件費補正の理由といたしましては、子ども手当、それから退職手当組合負担金の負担率の改定が主な理由でございます。

それで、一般会計におきます補正でございますが、総額で301万円を追加をいたすものでございます。また、特別会計におきましては、32万6,000円の追加となるものでございまして、全体では333万6,000円が追加補正をされるものでございます。

あわせまして、特別会計への繰出金について、この後各項目で補正が盛り込まれておるわけですが、これにつきましても人件費の補正に係るものが主なものでありますので、これ以降、人件費の関係、それから特別会計に係る部分につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思いますので、ご了承を願いたいと思います。

それでは、12ページでございますが、2款1項1目の一般管理費でございます。これにつきましては、人件費を除く部分をご説明申し上げますが、まず、真ん中の丸でございますが、説明欄でございます。叙勲祝

賀会の事業といたしまして2万3,000円を追加をするものでございます。

次に、3つ目の丸でございます。賀詞交歓会事業といたしまして、9万7,000円を追加をいたすものでございます。これにつきましては、講師の旅費ということでございます。この2点の合計が12万円の追加ということになるものでございます。

次に、13ページをお願いをいたします。まず、6目の企画費でございますが、532万5,000円の減額でございます。この内訳は、説明欄をごらんいただきたいと思いますけれども、婚活応援事業で1万3,000円の追加、それから総合計画の策定事業におきましては、533万8,000円を減額をするものでございます。これにつきましては、総合計画審議会委員の報酬、それから計画策定の業務委託料の減額というものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、12目防犯対策費でございますが、37万2,000円の追加でございます。これにつきましては、防犯灯の電気料金の不足による追加でございます。

次に、14目の環境保全費でございますが、100万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にございますとおり、地球温暖化対策事業といたしましての太陽光発電システム設置費補助金の追加でございます。

では、14ページへお進みをいただきたいと思います。16目の基金費でございますが、5億円の追加でございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。この内訳を申し上げますと、財政調整基金元金積立金といたしまして4億円、庁舎等建設基金元金積立金といたしまして1億円を追加をいたすものでございます。なお、この積み立ての関係について申し上げますと、平成22年度の決算におきます実質収支が7億9,310万4,484円でございます。地方財政法第4条第1項の規定によりまして、2分の1を下回らない積み立てをするものという規定がございます。その規定に従いまして、今回、合計で5億円を基金に積み立てをいたすものでございます。

それでは、飛ばしまして、16ページをお開きをいただきたいと思います。3款1項2目の高齢者福祉費でございますが、まず説明欄をごらんになっていただきたいと思います。1つ目の丸でございますが、高齢者成年後見制度利用支援事業といたしまして、10万6,000円を追加をいたすものでございます。これについては後見人の申し立て手数料ということでございます。特別会計繰出金については、省略させていただきます。

続きまして、17ページでございますが、3目の障害者福祉費でございます。1,353万2,000円を追加をするものでございます。これにつきましては、歳入でも追加補正申し上げましたが、国庫の支出金、県支出金が財源になるものでございます。内容的には、説明欄で申し上げますと、在宅障害児(者)福祉推進事業で36万円の追加、それから2つ目の丸では、障害児自立支援事業といたしまして17万2,000円の追加でございます。内容的には、地域生活支援、それから障害程度区分認定等ということでございますが、合計でこのような額になるところでございます。

次に、3つ目の丸でございますが、介護給付訓練等の給付金ということで1,300万円を追加いたすものでございます。これにつきましては、現行既定予算が不足をする見込みによる追加でございます。

次に、4目の福祉医療費でございますが、430万円の追加でございます。こちらにつきましても、既定予算が不足する見込みでございます。それによる追加でございます。

では、18ページをお開きいただきたいと思います。2項1目の児童福祉総務費でございますが、こちらにつきましても人件費を除く部分についてのみご説明申し上げますと、真ん中の丸、子ども手当支給事業のと

ころで38万6,000円の追加でございます。これは歳入で、国の補助金が説明で申し上げましたが、子ども手当の特別措置法に伴うシステム改修費でございます。

それから、次の丸が地域子育て創生事業として10万円の追加でございますが、これにつきましては児童館に防犯カメラを設置するための追加でございます。

次に、3目の保育園費でございますが、こちら説明欄のところ、2つ目の丸でございますが、板倉保育園の運営事業ということで修繕料18万7,000円を追加するものでございます。これについては、浄化槽ふたの破損の修繕ということでございます。

それでは、飛ばしまして、21ページをお開き願いたいと思います。4款2項2目の塵芥処理費でございますが、975万5,000円の追加でございます。内訳につきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、まず1つ目の丸が資源化センター管理運営事業といたしまして797万4,000円を追加するものでございます。これの主なものいたしますと、浄化槽の布設がえの工事に係るものが主なものでございます。内容的には、ここにあるとおりでございます。

次に、1つ飛ばしまして、一番下の丸でございますが、粗大ごみの処理事業で107万1,000円を追加するものでございます。これにつきましては、可燃性粗大ごみの処理量の増加による不足見込みの追加ということでございます。

では、22ページをお願いいたします。6款1項3目の農業振興費でございますが、17万6,000円の追加でございます。これらにつきましては、説明欄にございますとおり、加工米の対策事業といたしまして16万円の追加でございます。これは1俵500円の助成をするものでございますが、320俵分を追加をするということでございます。それと、下の丸では、新規農産物の研究事業といたしまして、圃場管理の委託料を1万6,000円追加するものでございます。

次に、23ページの5目農地費でございますが、人件費を除いた部分、ご説明を申し上げます。まず、2つ目のところでございますが、小保呂排水機場の維持管理事業で3万円の追加です。これは電気料の不足の追加ということでございます。

次が邑楽東部第一排水機場の維持管理事業でございますが、これも同様、電気料の不足を追加するもので107万2,000円を追加するものでございます。

次に、小規模土地改良事業、久々谷地区でございますが、35万1,000円の追加でございます。

それから、一番下の丸でございますが、小規模土地改良事業、大荷場地区で24万2,000円を追加するものでございます。これにつきましては、これまで説明の中で申し上げましたとおり、県費の補助金、それから地元の分担金の合計を補正を計上させていただくものでございます。

それでは、24ページをお願いいたします。24ページ、8款1項1目土木総務費でございますが、50万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にございますとおり、登記関係の業務委託料ということでございまして、道路用地の未登記箇所の所有権移転登記に係る委託料の追加でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。2項2目道路維持費でございますが、650万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、道路補修工事費としての追加でございますが、台風12号による道路のり面の崩壊の補修に係る工事費の追加でございます。

次に、5目の橋梁新設改良費でございますが、1,900万円の減額でございます。これにつきましては、八

間樋橋の関係でございます。内容的には、道路橋梁の詳細設計の業務委託料を3,500万円減額をいたしまして、用地購入費を1,600万円追加をするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。10款1項2目の事務局費でございますが、人件費を除く部分で申し上げますと、真ん中の丸、事務局運営で11万6,000円の追加でございます。これにつきましては、需用費の補正でございますが、子ども安全協力の家ののぼり旗とさおの購入費の追加でございます。

それから、3つ目の丸でございますが、幼稚園就園奨励費の補助金といたしまして97万8,000円を追加するものでございます。これは、歳入で補助金のところでも申し上げましたとおり、幼稚園児6名の増加、それから国庫補助限度額の変更によるものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。3項1目の学校管理費でございますが、やはり人件費を除く部分を申し上げます。2つ目の丸、中学校運営でございますが、複合機の使用料で8万8,000円の追加でございます。

それから、3つ目のところでは、中学校施設の維持管理ということでございまして、修繕料12万円を追加するものでございます。これにつきましては、体育館のいす収納台車のキャスターの修繕のための追加でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。4項2目の文化財保護費で21万2,000円の追加でございます。内訳を申し上げますと、説明欄にございまして、文化財資料館の管理運営事業ということで、これは資料館の誘導案内板の設置工事で16万2,000円の追加でございます。それと同様、文化財資料館の光熱水費で5万円を追加するものでございます。

次に、4目の青少年教育総務費でございますが、39万5,000円の追加でございます。これにつきましては、放課後子ども教室推進事業費の補助金過年度返還金の追加ということで、22年度分の補助金の返還のための追加でございます。

次に、8目の北部公民館費で8万円の追加でございますが、これにつきましては、複合機使用料の追加でございます。

次に、30ページをお願いいたします。5項2目の保健体育施設費でございますが、1,023万5,000円の追加でございます。内訳申し上げますと、説明欄にありますとおり、社会体育施設の管理事業といたしまして23万5,000円の追加でございます。これにつきましては、ここにありまして、板中体育館の会議室への机、いす、ホワイトボードの購入の費用の追加でございます。

2つ目といたしますと、中央グラウンド西側道路、これは野球場とテニスコートの間の部分でございますが、これに関係する水路への橋梁の新設工事費として1,000万円を追加をいたすものでございます。

以上、歳出合計で今回の補正額が5億1,517万7,000円となるものでございます。

これで説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野です。幾つかご質問させていただきますけれども、12ページの中なので

すけれども、賀詞交歓会の先ほどの旅費って書いてありますけれども、講師謝礼という話ですけれども、もし具体的に、今現在の時点でわかれば、恐らく講演会とか何かのそういうのかと思いますけれども、もしこの場でどういう人とかどのような内容だということがもしわかればお願いを申し上げます。

それから、一番最後になりました30ページをお開きいただいて、下側に社会体育施設管理事業費という体育館のことですけれども、体育館もおかげさまで中もいろいろとやっていただきまして、きれいになる中で、外側も若干ということでございますけれども、これについてはミーティング室、会議室のテーブル云々と書いてありますけれども、それを含めながら現状の進捗状況がわかればお願い申し上げます。

それから、下の中央グラウンドのほうの関係でございますけれども、この辺につきましても町長といろいろ話ししながら、恐らく橋かけの関係でございますけれども、1,000万の予算がついたわけですけれども、その内容の中で、現状でわかれば進捗状況をお聞かせいただければと思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 賀詞交歓会事業につきましては、今回3回目を迎えます。そんな中、今回旅費を補正させていただいたわけですけれども、講師の先生は町内出身の荻野喜弘さんという方を予定しています。現在、下関の市立大学の学長をされている方と、その前は九州大学教鞭をとられていた方ということです。今回の補正につきましては、基本的には旅費のみを補正させていただきます。具体的に講師料等々も心配したわけですけれども、交渉の結果、無償といえますか、無料でやっていただけるという結果になっています。

それから、当日ですけれども、1月29日を予定しています。招待者あるいは参加される方ということで、ほぼ昨年どおり360名程度を予定しているという状況です。詳細につきましては、またご案内差し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 黒野議員のご質問の2点目、3点目ということになりますが、まず2点目の板中体育館の会議室の関係ですが、現在の状況といたしましては、役場にあります机6本、それからイスを18脚ということで、とりあえず運び入れまして、希望者に貸し出しをしているような状況となっております。いつまでもそういう状況続けられませんので、今回補正をとらせていただきまして、プラスホワイトボードも入れまして、正式な形で今後会議室として皆さんに使っていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目の中央グラウンド西側道路にかけます橋の関係ということになります。まず、この橋がなぜ必要かというお話からちょっとさせていただきたいと思いますが、皆様のご協力をいただきまして、今回中学校の南面駐車場ができつつあります。そこに進入します進入路が現在東から西へ東西の形でできております。それとあわせまして、今度は南北のラインということで考えますと、中央公民館から中学校へ現在砂利の道と水路に歩行者専用の橋がかかっております。いろいろ全体的に考えまして、車がそこを使えるようになったほうがより町民の方には利便性が上がるのではないかとということで、計画を考えさせていただきます。

ました。実際、計画全体につきましては、来年度、平成24年度の中で考えていくわけなのですけれども、先ほど申しましたように、南北に通じる現在の道におきましては、川をどうしても渡らなくてはなりません。そこに、現在歩行者用の橋しかありませんので、橋の工事を来年度ということになりますと、通常橋の工事はご存じのように濁水期に行われることがより予算的にも少なくできますので、工法もそのほうが合っていますので、どうしても今回の補正で橋の部分だけ先に先行いたしましてつくらせていただきたいという状況で、今回提案をさせていただきました。

内容、概略になりますが、今回橋をかけるわけなのですけれども、現在歩道がついている、歩行者用の現在ある橋のすぐ西側に、現在砂利道で1回折れてから中央公民館のほうに道がつながっていますが、その延長に川をまずはコンクリートの箱で埋めまして、その中を水を通すボックスカルバートとなりますが、その上に橋を5メートル幅で約3メートル程度になろうかとは思いますが、川を斜めに横切るような形をつくっていきたくと思っています。なお、地盤が非常に悪い場所でございますので、そのボックスのコンクリートの箱の下側、川の底の部分になりますけれども、そちらのほうにも直径20センチ、長さ12メートルのコンクリート杭を12本、6本、6本、約2メートル間隔で12本打ちまして、沈下がないように押さえ、その上に碎石、そしてコンクリート板、そしてコンクリートのボックスを置いて、さらにその上に先ほど申しました5メートル幅の橋をかけていきたい、そういうことで今回計上させていただいているような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 賀詞交歓会につきましては結構ですけれども、今の30ページの中の体育館のテーブル、いすですか、役場のほうから、何か希望者にどうのこうのという話をちょっと、希望者とかってちょっと話したと思うのですけれども、希望者というのはどういうのですか。

それから、以前から、栗原町長とも話ししながら、試行的含めて、それから公でございますけれども、体育館の外側のペンキですか、ペンキにつきましても何とか補正で平成23年度中には、何とかやる方向というような話もいろいろあったのですけれども、その辺のところ、せっかく内側の体育館がよくなっても、外側がね、できれば周りに今まであったペンキを含めた塗りかえですか、それがいただければ、さらによくなるかなと思うのですけれども……。

それから、橋の関係ですけれども、橋につきましても今何か平成24年度にやる方向の中で、しかしながら23年度の補正をとって、23年度中にやるという話だったのですけれども、やはり以前の話ですと、できればせっかくやるから、23年度中に何とか補正とってやっていきたいということだったのです、何か24年度という言葉も出てきたものですから、その辺ちょっと何か違うのではないのかなという、違うというのか、栗原町長と話がちょっと違うかなと思うのですけれども、できるだけというのか、23年度中に何とか工事の継続含めてということをして以前はちょっと聞いたものですから、何かちょっと言葉が違うかなと思うのですけれども、その辺をひとつ答弁いただければ、お願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず、最初のほうの体育館の関係ですけれども、先ほど申しましたその貸し出しに関しましては、希望者だけにということではなくて、そういう申し出があった方に現在貸し

ているという状況だということでございます。基本的にはどなたにでも開放をしている状況でございます。

それと、2つ目のその工事関係ですが、今回の補正を見ていただければおわかりのように、金額的に大変橋だけでも大きな金額となっております。そういうことで全体的にはかなり大きい金額になるかと思いますので、その辺はできる限り、限られた中ということで、今回のご提案とさせていただきます。

それと、まず体育館の外回りの関係ですが、こちらにつきましてもすぐにでも直したいという気持ちは重々持っておるのですが、やはり予算等の関係でもう少し我慢できればという形で、今回は提案のほうはさせていただきます。以上のような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それで、外回りのペンキ関係については、今現状、今回12月ですけれども、3月の補正か何かにとっていただいて、23年度中に行うのか。いや、25年過ぎなんて落ちついたら、余裕があるようになればやるとかという、その辺のひとつ見解をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ペンキの関係につきましては、今年度中に何とかするような形で、財政関係部局と相談をいたしまして、対応できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 5番、小森谷でございます。2点ほどお尋ねを申し上げます。

1点目につきましては、21ページでございます。浄化槽布設替工事費ということで、工事をやるということは私は別によろしいかと思うのですが、こういったところまでに至る経緯について、ちょっとお尋ねを申し上げたい。といいますのは、浄化槽につきましては、保守メンテで保守管理の名のもとに、定期的に点検をしていると、最終的に布設がえということで新規につくらざるを得なくなるまで、そういったメンテナンス会社のほうでの途中経過ですか、そういった中で、ここが大分傷んできているとか、そういったものがあるって、こういった形になったのか、その辺の流れがちょっとわかりませんので、最終的につくりかえるというところに至った経緯と、資源化センターの防犯環境整備工事事業と、これちょっとわからないのですが、その2点についてと、もう一つ、30ページの体育館の件でございますが、これにつきましては、社会体育館ということで、総工費1億円以上多分お使いになって完成をしていると、一部によりますと、もう供用を開始しているというような話も伺っているわけでございます。つきましては、町として基本的には完成して、こういう使用基準でどなたでもどの団体でも使えと、そういった公的なメッセージが多分発信をされていないと思うのですが、知っている人は知っている、知らない人は知らないというような流れの中で、基本的には完成をして、こういった形で使用できますよというようなことでの、いわゆる広報活動、それと同時に、使用ルール等も踏まえまして、基本的にはある時期にきちんと公表をしていただきたい。この2点でございます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） まず初めに、資源化センターの浄化槽の布設がえの工事でございますけれども、平成8年度に設置をしたものでございまして、今般浄化槽の点検を十何年間やっていた中で、何回か故障がございました。特にポンプ等の故障がありまして、何回も直したのですけれども、いよいよだめかなというようなことで、処理水の排水ポンプ、これも何年か前に交換をして、それでももちろん維持点検業者のほうにも頼みまして、交換をしたり、なかなか最小限の費用をかけて、今までやっていたのですが、ここへ来て、ポンプだけではなくて、今度は処理槽の槽がどうもうまくたまらないというようなことで、使用が不可能に実際になりました。先回の臨時議会でもくみ取りを提案させていただいたのですが、やはり使えなくて、全面改修が必要だということで、点検業者から指摘を受けまして、使えないよというようなことで、なるべく安い浄化槽を設置したいということで、今の浄化槽では30人槽の浄化槽だったのですが、以前は資源化センターもご存じのとおり来客も多いですし、それと視察も多かったものですから、30人槽だったのですが、現在はほとんど視察も年間通して少ないというような状況もございまして、今回補正をいただいて直すというような状況でございます。

それから、資源化センターの防犯環境整備工事費、これにつきましては具体的に申し上げますと、資源化センターの裏に資源ごみが大分いろいろあるのですけれども、これについては防犯用のカメラですね、これを設置したいと、なぜ設置するのかといいますと、非常に置いていく方がどこでも置いていってしまう、それと逆に、それを持っていく方がいるのですね、資源化センターのごみとはいえども、アルミ類だとか鉄類いっぱいあります。家電類、そういうものを勝手に持っていってしまう方がおりますので、そのための防犯用として今回設置したいということで、補正を上げさせていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 小森谷議員2点目のご質問の関係ですが、体育館の使用の周知ということになるかと思えます。体育館ができ上がってすぐに、一応広報紙のほうの教育委員会の中の限られたスペースだったのですが、そこで一応お知らせはいたしました。しかし、今回、会議室のほうも整うと思えますので、議員ご指摘のとおり、もう少し詳しい内容ともう少し大きいスペースでわかりやすいような形で、1月号で広報を図り、利用者の増員を図っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 資源化センターの件については、耐用年数も15年を経過しているということで、やむにやまれずというように理解をさせていただきます。

それから、防犯カメラ、いろいろ紆余曲折があった中で設置ということで、その運用面の中で効果が出るようにぜひご配慮をいただきたいということでございます。

それから、教育委員会の体育館の使用ということで、基本的には海洋センターの体育館もあるわけですが、そういった中でプラスアルファとして、基本的には海洋センターの体育館よりも非常に大きい形で規模も拡大され、設備も一新をされたということで、広く町民に開放していく中で、先ほどスポーツ基本法というようなことも新たに制定されたわけでございます。そういった形の中で、屋内スポーツの拠点とし

て教育委員会でぜひ告知と同時に振興を図っていただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。総務管理費の関係でちょっとお伺いをしたいと思っております。

これは毎年、最近話題になっていますね。婚活事業なのですけれども、男女の出会いの場を求めてということで、年2回実施をされております。成果が出ているわけなのですけれども、非常にこの事業について、参加者も多くなったということで、過日実施されたかなと思うのですけれども、それについての内容についてお伺いしたいと思います。

それと、総合計画策定事業として、冒頭町長からこれについては、ずっと練りに練って進めているということなのですけれども、今回499万9,000円減額をされた。それに至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、地球温暖化対策事業として太陽光発電システム100万の追加がされております。これについて、当初の計画からも大分申請も多かったのかな、ですからこの金額が補正として上がったのかなと思うのですけれども、今の現状どのぐらい申請があるか、またこれだけ必要なのかなということも重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 婚活の関係については、婚活の今の活動状況ということでお答えさせていただきます。

直接的な今回の補正につきまして、婚活事業、年2回実施していますけれども、2回目をパーティー形式でやるということで、その中のパーティーを盛り上げる企画として、ぬいぐるみですね、そういうものを借り上げたいということで、この金額を補正させていただきます。

なお、婚活の応援事業につきましては、参加者の負担金で基本的には賄えるような計画で行っています。場合によっては若干町が余分なものを負担しなくてはならないという場合もありますけれども、事業そのものはそういうことで計画をさせていただいています。この婚活につきましては、ご承知のとおり今年で何回か回数を重ねてきたわけですけれども、そういう中、今年の3月に1組がご結婚をされたという状況です。あわせて、具体的な直近の状況を申し上げますと、10月23日の日に、今年の第1回目を行っています。そのときに参加者が男性が25名、女性が21名ということで行っています。結果的にカップルが成立したのが7組という状況です。それらを踏まえまして、私も当日、その具体的に運営をお願いしている農協の青年部、それと商工会の青年部、本当に運営が上手だなということを感じてきました。特に今年につきましては、南部公民館を会場にしたのですけれども、昨年商工会で一つの大きな部屋で、全員がいろんな交流を図ったということなのですけれども、今年は2つの部屋に分けて、一人一人が一定の時間、2分間だったと思うのですけれども、全員がいろんな話ができて、お互いの印象を持って、いろんな交流ができた、そんな方法も含めて7組もカップルが成立したのかなということで感心しています。

今後もその第2回目がこの2月の上旬に予定されていますけれども、同じように、先ほど申し上げました形式、やり方は違いますけれども、同じような成果が出るように期待しているところです。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 2つ目のご質問でございます計画策定の関係についてお答えをいたしたいと思えます。

今回、委託料の減額をした理由でございますが、これはこれまでも機会あるごとにこの関係については、皆様方にもご説明をしまいたところがございますけれども、ご承知のとおり自治法の改正によりまして、いわゆる計画の策定義務づけが廃止をされたということもあります。そういう中で、これまでの総合計画は、10年の期間で策定してきておったということでございますが、町長の冒頭のあいさつにもございましたとおり、目まぐるしく変化する社会情勢等に適切な対応をするということで考えますと、ある程度短期間の計画で回転をさせていく必要があるということから、自治法の改正もありましたので、これまでのような総合計画の策定はいたさないということでございます。

したがって、今回、いわゆるコンサルタント業者に外注的な委託をする必要がないという判断をいたしまして、今回この委託料を減額をさせていただくものでございます。

現行の総合計画策定のときには、当時、東洋大学の先生方にいろいろ協力を仰いで、幾ばくかのその費用は町から負担をしておりますけれども、今回はそういったところも想定をせずに、一般的にこの策定に係る委託料としてどれぐらいが必要かという、そういう調査、それから見積もりの中で、暫定的に予算計上をさせていただいたという経過もございまして、当初からこれだけは必要ないだろうとは思っておったのですが、今回一気に委託料については減額をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 最後になりますが、地球温暖化の関係でございますけれども、9月にもおかげをもちまして補正をいただきまして、取り組んだわけなのですが、現在申請状況につきましては、32件申請がございます。9月の補正後、大分増えまして、今日の上毛新聞の1面を見た方もおると思えますが、どこの自治体も、今日の上毛新聞でも前橋のあのグリーンドームですか、太陽光をつけるという話載っております、板倉町だけではなくて、ほかの自治体も非常に関心を持たれて、多く申請が出ている状況だと思えます。また10件、今回補正をするわけですが、現在やはり同じ件数、来年の3月まで予定をしているのですが、9月補正した後も問い合わせ、そういうものも多くございまして、さらに10件ということで、今回追加をさせていただくものでございます。

そういうことで、最終的には40件程度になるのかなと、来年の3月までですね。そういうようなことで予定を見ております。ご承認賜りますようお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 婚活のことについてちょっとお伺いをしたいのですが、参加資格についてな

のですね。これは、過日実施されたパーティーの関係なのですから、7組のカップルが成立したと、1組がゴールインになったということで、非常にめでたくていいことなのですから、その申請する方がこんなことがあったということなのですね。といいますのは、これは女性の方なのですから、今回板倉町の婚活に申請をしたらば断られたよと言うのですね。その方なのですから、その方につきましては年齢が40半ば、ドメスティック・バイオレンスということで、DVによって離婚の経験があるという方なのです。子供が1人いるということなのですから、子供のためにも何かいい出会いを求めて結婚を望むということで申請をしたのですけれども、却下されたよ、却下の理由は何かというと、定数オーバーだと、人員が25名以上になったので、断られたよということなのですね。今回、結果が女性が21名ですか、男性が25名ということなのですから、やはり必ずしも同数でなければならないということはないと思うのですよね。やはり女性が多くても、これまたいいのかなと思うのです。必ずペアになって座るということではないと思うので、やはりその方につきましては、もう板倉町には申請はしませんよということなのですね。当然、男性にしても年齢が非常にだんだん高齢化して、40もしくは50の方でも町内ならいいですよということで、その方も申請を、男性ですね、それは申請された方もいるのですけれども、やはり女性も高齢であれば、男性につきましても若干年上の方と、何か合うのかなという気も、そんなふうにするのですけれども、ただ若ければいいというだけではなくて、やはりそういう方も大いに窓口を広げた中で、何かチャンスを求めている方には、ぜひその場を与えていただきたい、そんなふうにするのですけれども、よろしく願いいたします。一言お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、婚活そのものですね、当日の運営についてどのぐらいの人数が適当だろうということで、やはり実際に運営している方たちと町でいろいろ協議を行っています。結果的に、今やっている方法で当面は続けてみようということです。具体的には、ある程度人数を切ってやる方法がより効率的であろうということとあわせて、どうしてもいろんなケースがありますので、定員をオーバーしたときには、ある程度書面で、あるいは状況等を聞いて選抜する場合があるということで、これについては各申請をしてくれた方については、ご理解をいただいているところです。

なお、話が前後してしまいますけれども、今議員がおっしゃられたようなケース、本当にあってはならないことだと思うのですけれども、具体的に、後で詳細を聞かせていただければと思います。今、担当からも確認をとったのですけれども、基本的には女性については、先ほど申し上げましたとおり、今回定員までいっていなかったという状況です。そんな中、実際に断ってはいないよということで今確認とっていますので、改めてその辺の詳細をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 担当者が今人数が25名に至らなかったということなのですから、もうその方が言うには断られたと、確かにその方のその理由が人数がオーバーだから断られたということであるのですけれども、その方からじかに聞いたわけではないので、その辺ははっきりわからないのですけれども、いずれにしてももう板倉町には申請はしませんよということが言われています。ですから、今後十分気をつけて、その方の年齢とか内容的なものは配慮しながら受け付けをしていただきたい、そんなふうにあります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。何点かお尋ねをいたします。

最初に、5ページですか、債務負担行為、24年度の債務負担行為を今の時点で議決しておかないと契約上何か問題があるのかどうか。

それから、債務負担行為の限度額の算出の根拠をお願いをしたいと思います。

それから、先ほど企画財政課長から交付税の確定に伴う補正ですよということで、14億1,000万が最終確定なのか、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

それから、23ページ、小保呂排水路と邑楽第一排水機場の電気料が大幅に不足をして、追加ということなのですが、これは台風12号による大雨の予測がなかなかできなかったということで追加かなと思うのですが、この辺運転時間との関係がどういう関係にあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、同じページですが、小規模土地改良事業の大荷場地区、これは当初予算には項目として上がっていなかった項目でありますので、改めて年度途中で新規で、小規模ですから、当然県単の事業だと思えますが、採択になる予定でこれは調査設計業務委託料を計上されたのかどうか。また、この土地改良事業の内容なのですが、面事業か線事業か、この辺も含めてご説明をお願いいたします。

それから、次の25ページですか、道路維持事業、これも台風12号による道路補修工事ということですが、町内の町道で冠水した道路が何本ぐらいあったのか、また冠水に伴った事故等があったかどうか、それも含めて今回この補修工事で、冠水についてはやはり交通上非常に危ない、道路管理者としては当然先に解決しなくてはならないことだと思いますので、この辺が重点的にこの650万の中で解消されるのかどうか、この辺をお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の八間樋橋ですね。用地購入費、これについては県が実施をする橋梁部分以外の多分用地購入費だと思いますが、どの辺の用地を購入をして、平米単価でも坪単価でも構いませんが、単価について教えていただければと思います。

それから、済みません、戻ります。21ページなのですが、浄化槽の関係、先ほども質問がございましたけれども、これは12月の臨時議会で専決処分、これ緊急性を要するというで専決処分で議決されました。その専決処分の大きな理由が、この浄化槽の対応だというふうはこの間説明がありましたが、今回、専決処分で行った対応では対応しきれないと、根本的に修繕をしなくてはならないという話が先ほどありましたけれども、この辺の業者に当然見せて、予算も計上する上においては、額が決定されてくるのだと思うのですが、この辺の専決処分とその見通しの考え方、これはやはり重要なことですので、ちょっと説明いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） まず初めに、債務負担行為の一般廃棄物、それと操業委託の関係ですが、ご存じのとおり一般廃棄物につきましては、24年、来年の4月1日からごみを収集しなければなりません。

そういうことで今申請をして、負担行為をしておかないと始まらない事業というようなことでございます。同じように操業委託も24年の4月1日から現在の資源化センター、これもごみ処理の操業委託でございますので、同様、そういうことで債務負担行為をしておかないとできないというようなことでございます。

この根拠でございますが、まず一般廃棄物の収集運搬につきましては、ごみの処理のパッカー車が町内を収集するというので、町内全域の1区から32行政区までの約204カ所のごみステーションがございます。そのステーションを収集して資源化センターまで持ってくるというようなことでございます。持ってくる品物については、生ごみが平均2台、それと可燃ごみがパッカー車で平均3台、それから缶が平均3台、瓶が平均2台、危険物がやはり2台というような算出根拠で、キロ数に掛けましてこの金額というような設計でございます。

また、資源化センターのごみ処理の操業につきましては、生ごみが3トン、それと可燃ごみが20トンの操業委託の内訳でございます。主なものとすれば、乾燥設備の主任者による作業、それと管理業務としまして、毎日の設備のスタートからオペレーターの業務、それとごみを受け入れたクレーンの操作、それから搬出、できたRDFの搬出の作業、それと日常点検、それと堆肥化施設のほうの受け入れに対して堆肥をつくるまでの作業関係が主なものでございます。これにつきましては、人員が一応4名ということで設計をしております。根拠につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 2つ目のご質問の交付税の補正の関係でございますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、5,000万円の追加をさせていただくものでございます。ちょっと私が説明のときに言葉が足りなかったかと思いますが、もう一度申し上げますと、再算定後の交付税の確定見込みということでありまして、現在計算で算出されている額をちなみに申し上げますと、普通交付税が14億7,480万5,000円でございます。したがって、今回の補正は5,000万円ということでございますから、まだ6,000万円余の残りが実質には、現時点では生じるというような補正内容でございます。しかしながら、今回の補正でも減額させていただいたように、自動車取得税の交付金はもう700万の減額というようなことでございますが、そのほかにいわゆる地方譲与税の関係、地方揮発油譲与税とか、そういったものが今後どんなふうに移すか、これは3月までいかないと最終的なその譲与税の額も出てこないということがございまして、そういったところのいわゆる歳入の不足に対処するために、この6,000万円は今回留保をさせていただくという考え方で、5,000万円だけの補正ということで追加をさせていただくものでございます。

それと、あわせて、町税の収納の状況もこういう景気でございますので、なかなか厳しいところもあります。そういったこともあわせてある程度の留保をさせていただくという考え方で補正でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ご質問の電気料、邑楽東部第一排水機場、それから小保呂の電気料の関係でございますが、小保呂につきましては、自動運転ということで、今年は台風が大きいのが6号、12号、15号と3つも来たという関係で、こちらこの増額と、追加という形になっておりますが、邑楽東部の

排水機場につきましても、基本的にはこの台風の影響、かなり大きかったということで、例年に比べて排水量も、例えば平成22年度に比べると、もう10倍近い排水量を行っているという部分でございます。こちらの電気料につきましても、基本的には、当初その機場をつくった段階で、農林水産省で試算をいたしまして、例年これぐらいの額が電気料としてかかるだろうということで、おおむね500万円ぐらいの計上をしてきています。今年度につきましても、これが600万円を超える電気料というような形で今推移しておりますので、今回の補正ということでございます。

この作業の内容ですが、基本的に第一機場は、池側、遊水地側の水、赤門が閉められた段階で、そちらの水がもう上がってきってしまうということがありますので、そのときに板倉の排水樋管を閉めます。それで、板倉川に流れてくる水を吐き出すわけなのですけれども、これはずっと吐き出しているわけではなくて、ある程度の板倉川の水位の高さを調整しながら、池側と川側が逆転したときに水門をあけて、自然流下ができますので、そこらの調整ということで、つきっきりで24時間態勢でその作業をしているという状況でございます。

それと、もう一点でございます。小規模の大荷場地区の関係でございますけれども、こちらにつきましても、平成19年から今年度23年まで、農地・水・環境の向上対策事業というものがございまして、こちらは農地を農家だけではなく地域住民で守っていこうという中で、5年間の事業ということで行ってきております。これにつきましても、ただいま6地区が板倉では今行っておりますけれども、その中に大荷場地区も含まれておりまして、この大荷場地区が今年以降、来年24年に今度は農地・水・保全管理支払い交付金事業と、こういう新たな事業がございまして、これは農地・水・環境の事業プラスまたメニューがありまして、それを行うことによって、24年からまた継続されるというものでございまして、こちらに手を挙げております。この事業を行うためには、前年度にその計画書を作成しなくてはならないということになりまして、こちらは本来であれば地元の負担という形でありますけれども、県と調整いたしまして、県費も2分の1出すというような取りまとめになりました。今回、県が2分の1、地元大荷場で2分の1という形で委託料を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 初めに、今回の道路維持管理の補正の関係の内容について、まず先に説明をさせていただきたいと思っております。

今回、650万円の追加をさせていただくわけでありまして、この追加の内容は台風12号の豪雨によります復旧工事ということで、特に北海老瀬の道路ののり面の崩壊、それから大箇野川にかかります橋梁の護岸の崩壊がありましたので、この関係の2点、台風の12号にかかわるのり面崩壊と、大箇野川にかかる橋梁の護岸が崩れましたので、その2カ所の復旧工事ということで予定しております。

それから、この650万円の中には、従来の町道の修繕の関係も不足をしてきましたので、今回追加をさせていただいておりますけれども、豪雨関係についてが約350万円、それから通常の維持管理の関係についてが300万円ということで、今回650万円の追加補正をさせていただきました。

それから、ご質問の冠水した道路の路線数ですが、約10路線が冠水をいたしました。

それから、台風12号の豪雨による冠水による事故の関係ですが、冠水箇所車両が進入して車が故障したという事故が1件ございました。この関係につきましては、本人が加入していました車両保険で対応できたということで、この関係につきましては、本人の了解については既に済んでいるという状況であります。

それから、冠水箇所が解消できるのかということですが、冠水箇所、今回非常に多かったわけでありまして、現場の状況が各冠水箇所違いますので、すべてかさ上げをしなければならないような場所でもないのかなと思っております。今後現場を検討して、どうしても整備が必要な場所につきましては、冠水しないよう整備について、今後検討していきたいと思っております。

それから、八間樋の関係の用地買収の関係ですが、用地買収につきましては、群馬県と協調事業で実施をしていくわけでありまして、橋梁の関係の工事の関係の進入路等の関係から、用地買収の場所につきましては、谷田川から南に向かって用地買収を進めていきたいと考えております。今回補正を1,600万させていただきまして、全体で2,000万円の用地購入費になるわけでありまして、谷田川から南に向かいまして、大箇野川の付近になるかと思いますが、その間を平成23年度に予定しております。

それから、単価の関係であります。補助事業ということで鑑定をして単価を決めていきたいと思っております。まだ鑑定につきましては、用地の幅が確定しておりませんので、鑑定作業ができないわけでありまして、価格につきましては、周辺で、大箇野川の調整池の買収が行われており、その単価が平米3,500円ということで買収をされているということがあります。鑑定になりますけれども、この辺の単価を参考に今後決定をされていくというふうに思っております。

以上であります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 浄化槽の関係ですが、今回出させていただいたということで、本来であれば専決処分と一緒に出せばよかったのですが、浄化槽のこの人槽、30人槽って申し上げましたが、この人槽の関係で、土木事務所と協議をした経緯がございまして、非常に時間がかかったということで、すぐこの設計のほうが入力できなかったということで、後の追加になりましたけれども、これもなるべく安価にできるようにということで、設計を何回も見直しながらやりましたので、今回の補正になったということで了承をしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 交付税については6,000万の保留がまだあると、これは当然予測できない歳入欠陥とか、緊急的な歳出に向けて補正財源として確保するというので、6,000万で足るのかどうかというのはちょっとわかりませんが、最終決定ではないという理解でよろしいでしょうか。

それから、債務負担行為、ちょっと私の質問は、なぜ今の時期に債務負担行為をとってやらなくてはならないかということが、それは当然わかりますよ。継続的な事業ですから、1日も、年度を超える間に予算が議決されなければ仕事はとまってしまうという、ごみだとかし尿だとか、そういうものについてはそういうたぐいのものではないので、それで当然理解しているのですが、今債務負担行為とらないと契約だとかいろ

んな行為が間に合わないのかどうかというそういう質問をしたものですから、それは間に合わないという理解でよろしいですね。はい、わかりました。

それから、台風の道路の関係なのだけれども、災害復旧的に、あのり面が崩れたところは当然これはやらなくてはならないと思うのですが、これ単なる町の単独事業ではなくて、災害復旧事業として認められなかったのですか、そういう橋だとか道路の崩壊については、それは緊急的にやるのは当然なのですが、そのほかに道路の冠水箇所が10路線、今回の雨は非常に雨量が多かった、長期間にわたったということもあるのですが、この10路線も冠水してしまったと、たまたま1件事故があって、加入者の保険で直ったからいいのですが、これは道路管理者としての損害賠償、場合によっては出てくる可能性があるのですよね。そういうことで、長期間にわたって、やはり今回調査をしていただいた中で、10路線全部ではなくてもいいのですが、1日ぐらいで冠水が戻ってしまうところは構わないのですけれども、二、三日冠水が続いてしまったというようなところについては、やはりきちんと対応していかないと、だんだん問題が大きくなってくる可能性がありますので、ぜひその辺も調査をしてあると思いますので、重点的なところについてはやるべきかなと思うのですが、その辺ご検討いただければと思います。

それから、八間樋橋の用地費については、不動産鑑定がまだできていない中で、これは概算の予算ですかね。組み替えの予算ということもあるので、概算でとってあるのだと思うのですが、町の道路買収の単価ではなくて、不動産鑑定を入れるということは、やはり県事業も絡んでいるから、そういうやり方をするのか、その辺再確認をしたいなと思います。

それから、電気料については、今年はやむを得ない部分があるのかなということで理解をいたしました。

それから、小規模の大荷場地区、これは土地・水対策の次の事業ということで、何力所か土地・水対策もやっているとあるのでしょうか、大荷場だけが次の小規模で、また継続してやっていくということなのですか。それは、ソフト事業も含めてですか。ハード事業だけではなくて、そういう計画をつくるということなののでしょうか。その辺もう一度確認させていただきます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） まず、先ほどの災害の関係でありますけれども、災害の関係についていろいろ検討させていただきましたが、時間的な問題がありましたので、災害関係の手続はとりませんでした。また、大箇野川の関係については、1級河川でありますので、県ともいろいろ協議をしたわけですが、河川の水位上昇による護岸の崩落ではなくて、道路からの流入が原因だということで、土木にいろいろ相談をさせていただいたのですが、原因的には、河川が増水した原因ではなくて、道路からの流入だということで、今回町の単独予算で復旧をさせていただいたところであります。

それから、10路線ほどが冠水したという、先ほど説明させていただきましたけれども、これまで、この10路線につきましては、冠水の常襲箇所であります。この10路線について、これまで何もしてこなかったということではなくて、特にこのヤクルト店周辺とかおぎ乃家周辺とか、それから南越光とかあるのですが、ここにつきましては路線の半分近くについては、オーバーレイとか何らかの対策をとってきましたけれども、今回の場合については、特に雨量が多かったということが一番の原因かと思えます。これについては今後調査

をして、冠水しないような対策をしていきたいと思っております。

それから、不動産の鑑定ですが、現在詳細設計を進めておりまして、詳細設計によって用地幅が確定しませんが不動産鑑定に出せませんので、今その辺の作業を急がせております。できるだけ早いうちに鑑定をしていきたいと思っておりますけれども、今回県事業ということもありまして、補助事業につきましては町の単価ではなくて鑑定をして買取単価を決めて協力をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 続きまして、農地・水の関係でございますが、こちらは実は、農道が整備できたり、それから水路の補修・改修ができるというハード面である程度利用が可能だというようなことでございます。24年以降のものにつきましては、ただ、これがなかなか、大荷場の区域につきましては、以前より砂利敷きだとか積極的にやってきておりますし、もちろん南も砂利敷き等やっておるのですけれども、その中で大荷場については、その排水路が削れてしまって、土水路であったため随分形が大きくなってしまったという部分の地域上のちょっと悩みがございます、そういう意味でこの今度の交付金事業が上乘せで使えるという形であればということで、これは早くから相談受けておりまして、今回手続をとった次第でございます。

ほかの6地区も、まだ確定ではないのですが、今の農地・水・環境保全向上対策が何らかの形で24年から残るのではないかとというような話も出てき始めていまして、まだこれも確定しておりませんが、そういう形であれば何地区か同じ形で引き続きやってもいいのではないかとというような話も伺っております。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 全体的にはわかりました。

何点かについては早急に対策が必要な部分については、ぜひ町執行部としても対策をよろしく願いをして終わります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

川野辺達也君。

○3番（川野辺達也君） 済みません。1点だけ、今村議員さんの後で簡単な質問で恐縮なのですが、体育館の使用の関係で、板倉中学校も今までどおり併用して使っていくわけですよね、体育館は。町民にも広く開放するというので、窓口が2系統になってしまうような気がするのですが、例えば中学校の練習試合とか、体育館の部活動と、町の何か団体が借りたいという場合は、教育委員会に連絡が来るとかって、その辺も含めてちょっとお伺いしたいのですが、そうすると場合によってはダブルブッキングではないのですが、特に土日、祭日、例えば中学校で体育館で練習試合を予定していたところが町のどこかの団体が借りるとかという、そういうこともなきにしもあらずかなんてちょっと私なりに思ったのですが、その辺のところはちゃんと系統が一本化して間違いなく中学校と町の団体とのやりとりがうま

くできるのかどうかというのを伺いたい。

場合によっては、中学校も他地域の保護者の方が送迎するものですから、「板中に試合に行ったら、参ったよ。ちょっと借りられなかった。何かほかが使っていたよ」なんていうことになってもしようがないような気がしたものですから、簡単な質問で恐縮ですけれども、その辺どのような運用の仕方を考えているのかお尋ねしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 中学校の体育館ですけれども、社会教育団体に貸し出す時間帯といましては、夜間のみということになっておりまして、そちらは、海洋センターが受け付けを行っているという状況になっております。

[何事かと言う人あり]

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

[「はい、済みませんでした」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ほかに。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。20ページの予防費のところなのですが、乳幼児の健診ということで、ヒブワクチンの本町の現状はどのようになっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

今、新聞紙上でも問題になっておりまして、生ワクチンのこととか、それから不活性のワクチンですか、そういったことに対して親御さんたちの悩みもあると思うのですが、これから気象変動なども起こってきますので、その辺の今ヒブワクチンの現状ですか、それ今本町ではどんな状況か、お聞かせいただきたいと思っています。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 議員ご質問のヒブワクチンの今の現状でございますが、ちょっと資料ございません。確認なのですが、不活化ワクチンというのはポリオの予防接種でよくテレビ報道とか新聞等でありますので、ヒブワクチンの不活化ワクチン、生ワクチンというのは、私どもでは承知しておらないところでございますけれども、ヒブワクチンについては、今資料ございませんので、後ほど答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そのヒブもそうですけれども、先ほどのそのワクチンですか、それに対しても本町でも子供さんが受けていると思うのですよね。その現状などは把握はしていないですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 議員のご質問の不活化ワクチン、要するにポリオに関する不活化ワクチンの接種状況の把握状況でございますが、現在板倉町ではそのような状況を把握しているのはございません。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 把握していないということは、受けている子供さんがいないということですか。その現状。だから、別に何人受けているとか、そういうことと、それから詳細にわたってわからなかったとしても、そのポリオのほうにしても、今その現状、本町の子供さんの現状はどうですかということをお聞きしたいのですけれども、その生ワクチンと不活化ワクチンというか、それは今問題になっていますよね、親御さんの間で。そのことに対して本町としてはどうですか。どのぐらいの子供さんが受けていますか、お聞きしたいなと思って。それが全然現状を把握というか、ありませんということは、では一人も受けていないということですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） ポリオの予防接種の不活化ワクチンにつきましては、厚生労働省でも今認可をされておられませんし、その認可に向けての途中であります。厚生労働省ですと、24年度末あたりには不活化ワクチンを認可するというような資料も当方では入っております。ただし、板倉町で今現在不活化ワクチン、ポリオに関する不活化ワクチンの接種状況については、一切情報を……

「生ワクチンのほうはどうですか」と言う人あり]

○健康介護課長（小嶋 栄君） とっておりませんので、その辺はわかりません。今生ワクチンにつきましても、ヒブワクチン同様に、ちょっと資料が手元にございませんので、後ほど答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荒井英世君。

○2番（荒井英世君） 2番、荒井です。2点ほどお尋ねしたいと思います。

17ページなのですが、福祉医療費の福祉医療扶助430万円ですか、追加してありますけれども、これの具体的な中身を教えてくださいたいと思います。

それから、もう一つですが、13ページ、防犯施設整備事業の光熱水費、防犯については、以前ですか、節電対策ということで、例えば電柱が1本立っていれば、それ1つぐらい飛んでつけるという何かあったと思うのですが、そういった形で今も進めているのか、もしくはそれを今やめて、例えばこの光熱水費、37万2,000円増えていますけれども、これ単純な見込み違いなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 1点目の福祉医療費事業に係ります福祉医療扶助の430万円の追加でございますが、これは10月までの福祉医療費の推計、実績から今年度末までの実績を推計しまして、今回の補正をするものでございます。

当初につきましては、給付費1億1,102万2,000円を当初予算で計上しておりますが、23年度を推計しますと、1億1,505万2,000円という数字になりますので、今回430万円の補正をするものでございます。

なお、福祉医療全体の受給者としましては、平成21年度から23年度につきましては、それほど激増、激減はしておりません。現在、ちなみに23年度4月末の受給者でございますけれども、2,406人でございまして、

21年度4月末2,449人でございますので、ほぼ横ばいでございます。

今回の補正の理由につきましては、1人当たりの医療費の単価の増というのが大きな要因になろうかと思っております。平成21年度につきましては、1人当たりの医療単価4万3,142円に対しまして、平成22年度につきましては4万4,969円ということでございますので、受給者は横ばいですが、1人当たりの医療費単価の増というのが今回の大きな補正の要因であると考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 防犯施設の光熱費のいわゆる電気料ですね。その補正をさせていただくわけですけれども、基本的なお話をさせていただきます。

まず、議員がおっしゃられた一部防犯灯については1本置きという形で節電を駅前通りでやっていました。しかし、夏場ですね、警察から防犯上以前に戻していただけないかというお話がありまして、近隣の状況等も見まして、やはり夏場に節電は終わらせています。それらを踏まえて、ほかの防犯灯につきましてもタイマー等がなくて、当初から1本置きということでやっているわけではなくて、昨年度と同じように防犯灯、同じ時間に同じように電気を使用していたという状況です。

そんな中、電気料については、いろんな原材料によって値上がりしたり値下がりしたりという計算で成り立っています。基本的には、今年については値上がりがあったということでご理解いただければと思います。

具体的に、いわゆる原材料の値上がりするか値下がりするかと見込みについても非常に難しいということも含めて、今回については、今後の電気料の見通しについて、具体的に東電さんに来ていただいて、見込みを出していただいています。参考に申し上げますけれども、原油価格が22年の11月から23年の1月までの平均ですと、1キロリットル当たり4万5,407円、それがピークといたしますか、今年の4月から6月ごろについては、5万9,117円ということで、やはり原材料が高くなったということに合わせて、電気料もこの防犯灯については上がってしまったと、今後もなかなかこの予算を立てるについても難しいのですけれども、それらを参考にしながら適正な予算を組んでいきたいということで思っていますので、よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。この11ページの繰越金のことについてちょっとお聞きしたいのですけれども、この繰越金のお金のこの流れについて説明いただきたいのですけれども、質問がうまくできないのですけれども、突然ここにお金が6億2,800万あらわれるわけ、これは予算ですから、これから出てくるわけなのでしょうけれども、これはいつこの繰越金がここにあらわれるのかって、いつ繰り越されるのかと、ということはその前にどこかにお金がプールされてあるのだと思うのですよね。それが繰り越されて来る。それで、繰り越されて来ると、そのお金がどこに今度はプールされるのかと。さっきの説明ですと、そのうちの5億円は基金に積み立てるのだというので、これはわかるのですよ。入ったものは出ていくのだから。出ていくのだけれども、その出ていくときの入ってきて、そこに滞留している、プールしてあるその通帳といたしますか、それがあのだと思うのです。それで、よく聞いておいてください。先ほど配付されたこの月例報告書というのがありますね、月例報告書。これの9月分のところ見てみてください。これ厚いです

から、いろいろ、9月分の4ページというのかな。わかります。担当の人。ではなくてみんな見ていてもらってもいいのですけれども、9月分の4ページのところに繰越金というのがこれ8億8,800万ほど入金してあるのですね。このお金がこの6億2,800万に入ってくるのか、入ってきた金がこれはまたここへ戻るのか、その辺のこの流れがよくわからないのですけれども、その辺よくわかっているのでしょうか、補足しながら酌み取って説明いただきたいのですけれども……。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、繰越金がどこに隠れているかというようなご質問、どこに行っているのかというご質問でしょうけれども、まず9月の定例会の決算ですね。決算の認定……

[「ちょっとややこしいんですが、6億2,800万補正予算で計上されているわけでしょう、予算なんだからこれからやるんでしょう、これは。終わった話じゃないんでしょう。これから6億2,000万繰り越されますよという話なんじゃないの、繰り越されちゃったという話なの、その辺、9月は関係ねえんじゃないの、これは」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

○企画財政課長（中里重義君） 今回の補正予算の中で議決をしていただければ、当然これが今回の補正予算の財源として執行されるものに当たってくるということです。そういうことです。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） そうしたことなのでしょうけれども、だからそのお金が、これいつ繰り越される予定なのですか。使うときにそれとも繰り越されるの、その都度。その一気にというのではなくて、この6億2,800万をこれからいろいろ支出があるでしょう。そのときに使えるお金という性質のものだよという意味なの。普通、繰り越されるといって、具体的な話がお金が繰り越されてきたものを繰り越されたというふうに理解してしまうのだけれども、この繰り越されるというものが、だから私ちょっとわからないから、その辺はそちら側のほうがわかっているのだから、酌み取って、このお金のこの流れ、どういうふうの流れていくのですかということを知っているのですけれども、わからないですかね。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ご質問のご趣旨、お金の流れということからお答えをさせていただくためには、9月の決算の認定のところからお話をしないとご理解していただけないかなと思ひまして、先ほど申し上げようと思ったのですが、よろしいでしょうか。

まず、9月の決算で認定を受けて、そのときのいわゆる歳入歳出の差し引きですね、いわゆる収支、これが認定されたわけです。これは翌年度へそっくり繰り越しをされるものでありますので、その時点では一般会計の口座に資金としてはたまっているというか、そこにあります。

これは、当然そういうことで22年度の決算で残った繰越金については、23年度に経理されるわけですが、先ほどの例月検査出納資料の中ですか、4ページに8億8,824万6,984円が出ていますよというお話です

が、これは9月定例会で決算の認定を議会からいただきましたので、それを受けて当月の収入額としてここに計上されてきていると、ですから収支日計上は、この時点で前年度の繰越金が23年度の会計に移されたと、資金的にはそういうことでございます。

しかし、予算は資金とはまた必ずしも連動をしないというところがございまして、最終的に今年度の最終補正、3月の補正予算になろうかと思いますが、そのときにはこの繰越金、歳入としての予算計上は、この9月のときの4ページにあります8億8,824万6,984円という数字が決算としてあらわれてくるということになります。

ちょっとわかりづらいかと思いますが、そういうことでいつ執行するかという話ですけれども、これはあくまで今回の補正予算の歳出に対する財源として、今回この6億8,231万6,000円を追加補正するものでありますので、いつ執行されるかというか、ちょっと議員のご質問の趣旨が私には明確に理解できないのところがありますから、十分なお答えができないので恐縮ではありますが、そういうことでありますので、いつ執行されるかというご質問については、私が思うには、当然今日の補正予算の議決をいただければ、即座にこの繰越金6億2,831万6,000円を財源として歳出予算の執行がなされるということでございます。そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 私も、だからよくわからないので、よくその辺の酌み取ってお答えいただきたいと言っているわけなので、そうすると9月時点までは8億8,800万円、ここに移るまでは22年度の帳簿にあるわけね。それを9月時点にここに移行したということであって、そのお金を今度補正予算でここにこれだけ、形だけ移したと、移して、今度移したのだから、許可取ったのだから、これで使えるのですよねって言って、5億円貯金するのだと、基金にね。そのときにはこの現金出納帳から引き出して、それを定期預金にすると、言ってみればこっちが普通預金であれば、普通預金から引き出して定期預金にすると、そういう流れであって、その残ったものについては、最終、23年の3月末時点で締めたときに、その残りのものはあらわれて、それが繰越金としてあらわれると、そういうことなのですか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

「大体、少しわかってきたんだけど、20%ぐらい」と言う人あり]

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 先ほど申し上げましたとおり、最終的な補正予算においては、22年度の繰越金、これが予算上は総額歳入として受け入れられるような補正予算になってきます。今度は、それが実際今年度の収支の決算において、当然23年度の財源として8億8,800万余が組み込まれるわけでございますが、今度は逆に歳出で、ほかの歳入に対してのいわゆる歳入総額に対して歳出がどれだけあったかによって差し引きがどれだけ出てくるかによりますが、その歳入歳出の差引額が今度はさらに24年度へ繰り越されるというそういう順序になっております。

そういうことでありますので、先ほど議員がおっしゃられたように、9月の決算認定までは、実際お金としては通帳で口座で管理されておりますけれども、認定がなされない間は、簡単に言うと、表に出てこないというそういう性格を持っているものだということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 3回目。

○9番（青木秀夫君） ちょっとややこしくなって済みません。そうしますと、8億8,800万円繰り越さないで、何でここでそれ残しておいて6億2,800万円にしておいて、その差額を何かそっちへ残しておくのかなと思って、繰越金なのだから、そっくりここへ繰越金としてここに入れて、そのまま3月までいったほうがややこしくなくていいのではないかなと思うのですけれども、これは歳出ではないのだから、歳入なのだから、全部入れてしまったほうがすっきりしてわかりいいのではないかなと思うのだけれども、そういうテクニック使うというのは、何か目的があるのですか。その8億8,800万円繰り越されてあるわけでしょう。22年度決算分が。そうしたら、それを満額この23年度のこの今回のここに振りかえてしまったほうがわかりやすいのかなと思うのですけれども、その差額を残したまま3月迎えて、3月のときにはその差額は出てくるのだよということなのでしょうけれども、その辺のところはどういうことなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

先ほど今村議員から今回の補正の中での交付税の補正についてのご質問がありまして、そのときにもお答えしましたけれども、いわゆる留保財源という言い方を私しましたけれども、不測の事態等ございますので、ある程度その使えるお金を留保していく必要があるわけでありまして。そういった中で、青木議員がおっしゃるとおり一気に全額を繰り越し計上した場合、それに伴う今度どれだけの歳出の必要性が出てくるのか、無理やり8億8,800万に対しての歳出を無理やり計上するということは考えられないことでありまして、必要な量だけを必要に応じて繰入金として歳入予算に計上していくということでございます。

重ねて申し上げますが、最終の補正予算のときには、全額繰越金を当該年度の歳入として受け入れられるような補正予算を組ませていただくということございまして、その段階では、あくまで歳入歳出の予算額は同額ということでの補正になりますけれども、実際に予算に対しての収入済額がどうなるのか、あるいは歳出予算に対しての支出済額がどうなるのかによって、また今年度の決算結果で繰越金が出てくるか、あるいは不足金が生じるのか、これはまた今年度いっぱい会計が済んで、決算までいかないと何とも言いえないところありますが、そういった形で出ておりますので、その間がある部分うちに潜んだお金で続いていくと、最後の最後になって全額が予算的には表に出てくるという、そういう流れになりますので、その点はよろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。1時15分より再開いたします。

休 憩 （午後 0時15分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

ここで、先ほどの秋山議員の質問に小嶋健康介護課長より答弁があります。

小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、先ほどの質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

まず、ヒブワクチンの関係でございますが、インフルエンザB菌によります髄膜炎の予防接種なのでございますけれども、現在148名の方が予防接種を受けまして、延べ接種回数241回でございます。

次に、急性灰白髄炎の関係でございますが、ポリオ予防接種の関係でございますけれども、1回目を予防接種した方が51名、2回目につきましては57人の方が予防接種を受けております。また、この接種につきましては、不活化ワクチンではなくて、生ワクチンによる予防接種ということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いております。議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,872万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,499万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に4万6,000円を、繰越金に3,868万円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に4万6,000円を、保険給付費に1,097万円を、前期高齢者納付金等に1万3,000円を、保健事業費に80万2,000円を、そして諸支出金に2,689万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第65号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,872万6,000円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,499万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます、6ページをお願いいたします。

歳入です。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰り入れで4万6,000円を追加するものでございます。職員の手当に係るものでございます。

10款1項2目その他繰越金3,868万円につきましては、歳出補正の2款から12款の財源としまして、前年度繰越金を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費につきましては、職員人件費4万6,000円を追加するものでありまして、財源につきましては、一般会計繰入金でございます。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費652万円を追加でございますが、11月までの支出から推計し、その不足分を追加するものでございます。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費につきましても、同様に推計し、追加するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。4款1項1目前期高齢者納付金の追加につきましては、平成23年度の納付額決定に伴う不足分の追加でございます。

9款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健康診査電算委託料不足に係ります追加並びに国庫支出金等の前年度分生産に係る返還金の追加でございます。

12款諸支出金につきましても、国庫支出金の前年度分精算に係る返還金の追加でございます。

以上、終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議案第66号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第66号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第66号でございます。平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,618万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に4万5,000円、県支出金に2万2,000円、繰入金に29万6,000円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、総務費に25万円、地域支援事業費に11万3,000円をそれぞれ追加をするものであります。

細部につきましては、同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第66号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,618万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、説明を省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入です。3款2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金につきましては、歳出の包括的・継続的ケアマネジメント事業11万3,000円追加分の4割国庫補助分でございます。

5款2項県補助金につきましても、同様の理由によるものでございまして、2割の県補助金でございます。

次の7款1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金につきましても、同様の理由によるもので、2割分の町負担分であります。一般会計へ繰り入れてございます。

4目その他一般会計繰入金につきましては、職員人件費追加によるものでございます。

7款2項1目介護保険基金繰入金でございますが、やはり包括的・継続的ケアマネジメント事業11万3,000円追加の分の保険者負担分を追加するものでございます。

次の8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費ですが、説明欄のとおり、人件費の追加によるものでございます。

次の5款2項2目包括的支援事業費であります。包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域包括支援センターシステム契約延長によります使用料11万3,000円の追加でございます。

以上、終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,872万8,000円とするものであります。また、新たに債務負担行為補正を追加するものでございます。

補正予算の内容であります。歳入につきましては一般会計繰入金から1,524万8,000円を減額し、前年度繰越金を1,527万8,000円追加をするものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の人件費について3万円を追加するものであります。債務負担行為に関しましては、板倉町水質浄化センターの維持管理業務委託について、平成24年度からその期間を平成28年度までの5年間として、その限度額を1億5,750万とするものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第67号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、町長より提案説明がありましたとおり、歳入につきましては一般会計繰入金の減額と、前年度繰越金の追加をするものでございます。

歳出につきましては、総務費の追加補正をするものでございます。

2ページ、3ページについては、町長の提案理由のとおりですので、省略をさせていただき、7ページを

お願いいたします。

歳入の一般会計繰入金金を1,524万8,000円減額し、前年度繰越金1,527万8,000円を追加するものでございます。

また、8ページをお願いいたします。歳出でございますが、下水道総務費の退職手当負担金として3万円追加するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正でございます。これにつきましては、板倉町水質浄化センターの維持管理業務委託料の補正でございますが、内容につきましては、水処理施設と汚泥処理施設の保守点検の業務、また水処理と汚泥処理の運転操作監視業務が主な業務でございます。

そのほかには、板倉川へ安全な水を放流するための水質分析試験、また毎日の日報、月報、年報の作成、施設の修理箇所の報告、またメンテナンスの指導等の業務を委託するものであり、平成24年度から平成28年度の5年間という長期契約を結ぶことによりまして、少しでも委託料の軽減を図っていただければと思っております。

以上で説明は終わりますが、何とぞご理解、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第68号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第68号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第68号でございます。平成23年度板倉町水道事業会計補正予算ということでございます。2号になります。

本補正につきましては、板倉町水道事業会計予算に新たに第5条として債務負担行為に関する事項を追加するものであります。

補正予算の内容でございますが、上水道施設運転維持管理業務委託について、平成24年4月から複数年度の契約を締結することから、その期間を平成28年度までの5年間として、給水収益の財源をもとにその限度額を6,757万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第68号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長より提案説明がありましたとおり、新たに第5条を加えまして、債務負担行為を行うものでございます。

上水道施設運転維持管理業務委託金につきましては、町の浄水施設の安全で安定した運転管理業務と上水の安定供給を目的として委託をするものでございます。

この業務の内容につきましては、北の浄水場から西の配水場までの5施設の巡視点検や井戸水の水質検査、さらには臨時的な点検業務でございます。特に各施設のポンプの制御盤、計装盤等の電気を目視、さらには機能動作確認や消耗部品の交換、補充でございます。そのほかにも使用電気機器類の絶縁メガ測定、水位計、流量計、記録計、変換器の簡易点検も実施をしまして、上下水道係職員ではできない主要ポンプ類の専門技術による精密点検と数多くの業務をお願いするものでございます。

また、浄水場や配水施設異常発生時の緊急対応業務としまして、非常通報装置を利用し、24時間連続監視に当たり、上下水道係職員と連携をとりまして、水供給の障害を最小限に抑えることによりまして、いつでも安心できる対応をとっていければと思っております。

そのほかにも雷雨時の停電、あるいは台風、大雨の発生時のときも、社内に待機をしまして、緊急出動に備え、いつでも職員の指示によって対応できるように整えまして、町民のライフラインとして、今後もできる限りの万全の体制によって、長期業務契約を締結することによりまして、経費の軽減と安定供給を目指していければと思っておりますので、何とぞご理解、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 11番、荻野です。長期についての契約ということですが、5年間契約するということは、町の入札等々のことから見ますと、入札は大体2年で、やり直するのは、申請ということになろうと思うのですが、この場合は5年ということで、同じ業者が5年続けてやるということは、何か歯車が合わないような気もするし、下水道のほうもそうだったのですけれども、そんな気がしますということと、金銭的にももうこれが最高限度額ですか、これ以上高くなるとは思わないのですけれども、かなり安くなるようなことはできると思うので、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、5年間で6,757万円と、1年間で1,351万4,000円、1カ月で112万ちょっとになります。長期契約にすることによりまして、さらに先ほども説明申し上げましたけれども、軽減を図っていただければ、当初は、1年、単年度単年度で契約していたのですが、できる限り長く契約することによって軽減が図られれば、ということで提案をしたものです。

2年云々というのが、どういう契約かその辺はわからないのですが、いずれにしても町の長期契約という規則がございまして、その長期契約に基づいて入札をしていくと、そういうことで提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 経費が安くなるということは、多少理解するのですが、その業者が5年間続けてやるということになると思うのですよね。そういうことは指名参加願等を2年なら2年に出すことになるし、またそういう業者が何かの不都合な場合は、取り消し等々もあるとは思いますが、5年というのは、おかしいのではないかなと思うのですが、おかしくはないのですかね。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 先ほども下水の同じ5年契約ということで話したのですが、この業者につきましては、やはり下水のほうも以前、単年度でやっております。たしか4年契約で下水については今回終了になると、23年度で契約は終了するというので、今回もできれば4年以上契約をしたいと、以前、単年度でやっていた契約の金額と4年間やった金額で大分差がつかまりました。結果的には、ですから、そういうこともございまして、下水道の契約と同じように水道の事業も同じ業者で5年やることによって、大分安くなるだろうということで、ここへ出させていただきました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これはあれですか、下水道事業は施設を設置した機械のメーカーの関係があって、それでもずっとそこがその後の維持管理も委託しているのでしょうかけれども、この水道事業の施設運転維持管理というのは、これはこういう業者というのは幾つもあるのでしょうか。その場合に、これ入札した結果なのですか。そのいろんなところの、これ何か昔フジタ何とか水道とかなんとかというのがやっていたのでしょうか。違った。以前、業務を引き受けていたところは、それがまたやるのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、下水につきましても、4年前ですね。先ほど申し上げましたけれども、たしか3業者から4業者あったと思います。業者がですね。それで、入札をかけて、今の業者に決まりました。ただ、水道につきましては、毎年毎年単年度でやっていたものから、効率性、それと実績、そういうものを見ますと、やはり1年よりも長いほうがいだろうと、それと業者につきましては、これから議員さんに承認賜ってご決定になれば、業者についてはこれから入札をかけていく

予定です。ちなみに業者につきましても、4業者か、あるいは5業者はあると思います。当然その業者にいろいろ業務の内容から、先ほど言った維持管理、点検、そういうものを出してもらって、やはり精通している業者に落札をしていければなということで、職員ではできないもの、それを委託をしていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） さっきの説明なのですが、下水道のメンテナンスの維持管理事業も、あれ入札した結果やっているのですか。一応月島何とかという会社だけではなくて、結果的にはそこがずっとやっているのでしょうか。創業以来そうなのでしょう。月島がやっているのでしょうか。だって、つくったのは月島というのがつくったのではないの、あれ。違うのですか、あの施設自体を。そうすると、大体そこはずっともう、ごみの焼却場つくると、それつくったメーカーがずっと管理するのと同じように、大体そういうことになってしまうのでしょうか。それは理論上はですよ、入札してだれでも参加できるのでしょうか。けれども、参加したって、部品だとかそういうのが持っていないと、それに対応できないから、やはりそういうところになってしまうのでしょうか。でも今度のこの水道の点検ですか、維持管理事業というのは、こんなものはどこだって大体できるのでしょうか。なるべく公平に入札かけて安くやってもらえるのならやってもらったほうがいいですよ。今までのその流れで同じところに頼むというわけではないのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） まず、下水の関係につきましては、私も21年、こちらへ来てからはわかりますけれども、その4年前のときははっきり言ってわかりません。多分同じ業者がやっているのだらうと思いますけれども、今青木議員さんが言われたように、建物を建てるときにはどうしてもその関連している業者が当然入ります。資源化センターも、先ほどご承認いただきましたけれども、操業委託の資源化センターもできれば1年ではなくて同じように5年、あるいはできればもっと長くしたかったのですが、1市2町のごみ処理の計画あるものですから、非常に難しいかなということで、なかなか資源化センターでは長期契約はできないと、水道につきましては、やはりだれでもできるということもあるのですけれども、やはり特殊な機械のポンプだとか、そういうものがありますので、最終的には、そういう専門の技術職というのですか、管理者というのですか、毎日水の水質検査を毎日やらなくてはならないと、飲み水なものですから、もし事が起こったときには大変なことになるということもありまして、やはりこれは言っているのかどうかわかりませんが、ただ単に値段が安くて、頼んだら、実際機械に精通していなくてさわれないと、今年もあの地震が起きて停電になりましたよね。そのときに自分ももちろん初めて経験させていただきましたけれども、業者でさえもわからない部分があります。ということは、やはり経験、職員も経験されている人で、毎日のようにその浄水場や配水場を見ていませんと管理はできないと思います。それ痛切に私は思いました。ですから、夜中に行かずと12時間停電見ましたけれども、本当に簡単ではございません。そういうことのできる限り公平という先ほど話がありましたけれども、もちろんこれは公平に業者を選定していくつもりはもちろんありますので、できる限りそういう方を落札できればなと、担当とすればそうに思っていま

すので、よろしくお願ひしたいと。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 先ほども一般会計で債務負担行為の話をお聞きさせていただきました。債務負担行為をやる理由は、一時的にはその事業が継続してできないと困ると、特にライフライン等については間があいては困るということで、前年に債務負担行為をとって、前年で次の年の契約ができるという仕組みが債務負担行為であるというふうに理解しているのですが、それで間違いないかどうかという確認と、それと単年度の債務負担行為をとった場合と、多分3年、5年、シミュレーションで恐らく経費が削減できますよという一つの方向としては、その辺も当然検討された上で5年間という長期の債務負担行為を今回上げてきたのだと思うのですよ。先ほどほかの議員さんが心配しているのは、単なる経費だけを削減できるから長期の債務負担行為をとることがいいのかどうか。例えばその5年間のうちに、それは契約の中でいろんな細かいことをうたえばいいのですけれども、不都合があったり、町の指示に従わなかったり、いろんなことが起きた場合は、5年間だとちょっと長過ぎるのかな、その経費との比較と仕事の内容等も含めて、単年度で今までとっていたものを一気に5年間というのはいいいのかどうかという、そういう議論だと思うのですよ。だから、それはやはり、ああ、なるほど5年やることによって経費が非常にこれ削減できて、仕事も心配ないよということを説明してもらわないと、その辺が理解できないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまの質問でございますけれども、債務負担行為については、一般会計の債務負担行為と同じだと思っております。契約を4月1日からできないために、今回補正をするということでございます。

それと、年数の関係ですけれども、これは長ければ長いほど非常に途中で例えば我々が言ったことに対してどこまでできるかと、業者がですね。当然これはあると思います。特に一番厳しいのは、今の現状でいくと、非常に町の水道施設は老朽化をしております。ということは、やはり技術的な面ももちろんですし、それと仮にです、落札した業者が果たして1年、2年たって、ずっとそれのできるのかといえば、やはりそれも無理があるのかなと思っております。ですから、確かに契約の条項の中には、途中でそういう緊急事態なり、あるいはそういうものが起こった場合には、やはりそういうものをつけ加えて契約していければなど、できる限り協議をしながらと言っても、具体的に非常に難しい面もあるのですけれども、板倉町の現状を見た中で、やはり担当とすれば最終的なその安定している供給をやっていくように契約書の中には取り入れてやっていきたいと、やはり安心して、水が出ているのが当たり前だというような話もよく聞かれるのですけれども、やはりちょっと見えない部分が我々の上下水道の係ですので、今、今村議員さんから言われたことももちろんありますので、中をよくチェックしながら契約をして、できる限り長い契約でやっていければなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） それと、単年度と例えば3年間と5年間の経費については、どれぐらい差が出るのか。

〔「入札前だから」と言う人あり〕

○1番（今村好市君） いや、入札前にわかるけれども、でも概算それは長くなれば安くなるということなのだけれども、その辺は今までの経験からしてある程度は安くなると、例えば何%ぐらい安くなるのだよと、そういう話ではないと、では長期にやれば、どんどん、どんどん安くなるのかねというそういう話になると思うので……

〔「これじゃなくてほかの例で長期契約をしたときにこのくらい、例えばこういう例もあるよと、これでこのくらい安くなるだろうなんて言ったら、もう入札がさ、入札に知恵つけちゃうようなものだから遠慮したい」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、資源化センターのほうもこれから契約をやっていきます。下水道のほうもこれからやっていきます。水道のほうもやっていきますけれども、あくまでもこれは設計した金額でございますので、設計金額からどれぐらい落ちるかわかりませんが、実際問題としてどれくらいという金額は言えませんが、かなり低くなると思います。例えば100万、200万ということではなくて、何%ぐらいというのはちょっと言えませんが、やはり低くなります。

これは、参考までに実際、契約する前にその話の中で、やはり業者とすればもうけがなければ、逆に、ほかの町村聞いてみますと、辞退すると、要するに「もうもうけがねえからおれやめちゃう」と、そういう業者も実際出ておりますので、仮にこれで板倉町が長期契約をしたときに、果たしてどうなのかということもちょっと危惧をしております。金額については申し上げられませんので、申しわけありませんが、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

○陳情第4号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、陳情第4号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○陳情第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、陳情第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○陳情第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める陳情について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、陳情第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時55分）